

第五十五回 参議院 参議院 地方行政委員会 會議録第十号

昭和四十二年五月三十日(火曜日)

午前十時四十七分開会

委員の異動

五月二十六日

辞任

中津井 真君

横山 フク君

北條 浩君

五月三十日

辞任

木暮武太夫君

小柳 敬衛君

岸田 幸雄君

補欠選任

木暮武太夫君

岸田 幸雄君

辻 武寿君

補欠選任

金丸 富夫君

岡本 悟君

熊谷太三郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

仲原 善一君

林田悠紀夫君

吉武 恵市君

原田 立君

岡本 悟君

金丸 富夫君

熊谷太三郎君

沢田 一精君

津島 文治君

中村喜四郎君

林田 正治君

鈴木 壽君

林 虎雄君

松澤 兼人君

松本 賢一君

市川 房枝君

國務大臣

自治 大臣

警察庁交通局長

自治省税務局長

事務局側

常任委員会専門

説明員

自治大臣官房参

事官

藤枝 泉介君

鈴木 光一君

松島 五郎君

鈴木 武君

鎌田 要人君

本日の會議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選の件

○地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査(警察官による交通事故問題に関する件)

○委員長(仲原善一君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

松澤兼人君から、都合により理事を辞任いたしたい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それでは、直ちに補欠選を行ないたいと存じます。

前例により、互選の方法を省略して、委員長にその指名を御一任願いたいと存じます。御異議

ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないと認め、理事に占部秀男君を指名いたします。

○委員長(仲原善一君) 地方税法等の一部を改正する法律案、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案を一括議題といたします。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○原田立君 自主財源の強化という問題は、多くの人からいわれ、また自治大臣も十分お考えのことと思いますが、過目の委員会でも、地方税収は地方財政全体の五〇%ぐらいはほしいというふうなふり説明がありました。あるいはまた、国税を地方税に移譲しなくてはならない、そのための国庫支出金から移譲分を減額するとか、あるいはまた否定的な意味合いでは、現在地方税収の財政比率三三%、これを五〇%にすると五、六千億かかるというふうな意味の説明があったのですが、はたして、この自主財源の強化ということについて、非常に困難性があるわけですが、自治大臣はこの問題を真剣に取り組み御意思はあるのかどうか、その点をまずお伺いしたいと思います。

○國務大臣(藤枝泉介君) 過般もお答えいたしましたように、現在の地方財政の形というものは必ずしもよくなっていない。それは結局地方財源が乏しいということでございますから、それをやはり国から持つていくことになれば、一面、国の事業をある程度減らさなければならぬ。それはやはり補助金を削減いたしました。その浮いた財源を地方へ持つていくという形ではなかなかならないと思っております。補助金の削減等はなかな

非常に困難を伴うものと思っておりますけれども、地方の自治体を育成するためには、ぜひそういう方向で精力的に取り組みなければならぬ問題であると考えております。

○原田立君 その真剣に取り組みなければならぬ問題であるといういつもお答えなんです。これはまた、ただいま検討中というふうなお答えに終始している。これでは実際に地方のほうでは、自主財源の点について非常に不安定です。それは地方団体は困るという声がかまびすしいわけでありまして、ですから、ただ単にその方向だけを打ち出すというのではなしに、具体的な線を一体自治大臣としてどう考えておられるのか、その点、言える範囲のことを仰せいただきたいと思っております。

○國務大臣(藤枝泉介君) 先般もお答えいたしました記憶いたしておりますが、地方制度調査会あるいは税制調査会等があります。それにただその検討に待つということではなくて、自治省としてはこうあってほしいんだという計画をと申しますか、考え方をそうした調査会等に提出をいたしまして、そうして御審議をいただきたいというふうにして、そうして御審議をいたしたいというふうにして、考えております。その具体的な案につきましては、それこそ目下検討中なんです。ございますが、でき次第そうしたものを地方制度調査会なり税制調査会なりに具体案をもって、具体案と申しますか、自治省の考え方を申し上げます。そうしてそれを御検討願うという方向で進みたいと考えております。

○原田立君 その自治省の考え方という、いま盛んに検討中だというお話しなんですけれども、その自治省の考え方という点についてはいかがですか。

○國務大臣(藤枝泉介君) これもお答え申し上げます。

たかと思いますが、たとえば所得税の一部を住民税のほうに移譲する、これなかなかやり方むずかしいのでございますが、そういうこと、あるいはガソリン税等の地方移譲分をふやす、あるいはたばこ消費税の税率を上げるといふようなことを中心にして考えたいと思つてます。

○原田立君 過日、税務局長は、そういう自主財源の強化については、まだ事務段階の検討的課題だ、いわゆる事務段階というよりな点を強調なさったのですけれども、事務段階だなどというのではなしに、現実にもうあつてふあつてしている地方財政なんです。また、この問題は最近言われたことではなしに、ずっと前から言われている問題なんです。もうすでに何らか方針はきまつたかどうか、事務段階を過ぎて方針がきまつたかどうか、ちょっとしつこい質問ですけれども……。

○国務大臣(藤枝泉介君) まだその方針がきまるといふところまではいきませんが、ただいま申し上げたようなことを中心に検討をいたしておる段階でございます。

○原田立君 それでは別な問題でありますけれども、行政事務の再配分を前回調査会で答申してきたわけでありませうけれども、その次のいわゆる財政措置、第十一次調査会で検討中ですが、一体、政府はいつごろにその答申されるかを期待なさるか、その点はいかがですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) まあ、われわれとしては、一日も早くという考え方でございますが、おそらく、相当複雑な問題でございますので、私どもとしては、この秋くらい、そうして何らか来年度の予算編成に、その方針がある程度織り込めるようなそういう時期に御答申をいたしたいという念願をいたしておるわけでありませう。

○原田立君 その答申の内容でございませう、財源移譲の問題を含めて答申を期待しておられるかどうかと思つては、その点はいかがですか。

○原田立君 行政事務の再配分そのものについての答申について、自治省は基本的に賛成なんです。反対なんです。

○国務大臣(藤枝泉介君) 行政事務再配分についての調査会の御方針は、原則的に私も賛成をいたしておるわけでございます。

○原田立君 行政事務の再配分は賛成であるといふことですね。そうすると、ただ単に、したがって、事務の移譲ばかりでなしに、そこに仕事があれば人間もふえるし、経費もかかることである。そういう税源の移譲等も、これはもう早いところ実現していくという、そういうふうにして考えてよろしいでしょうか。

○国務大臣(藤枝泉介君) まあ要するに、この再配分をやるとすれば、財源の再配分をこれに伴わなければならぬわけでございます。その財源の再配分とあわせて、この調査会の答申の実現につとめたいというふうに考えておるわけでございます。

○原田立君 また、ちょっと角度を変えてお聞きしたいのですけれども、市町村の行なう仕事には、制度的に非常に違うわけですし、また、人口十人以上の都市、それからそれ以下の都市、あるいは指定都市ということによって仕事の量も内容もたいへん違うわけでありませう、こういうような指定都市については、その税源の措置について何か具体的な方法等をお持ちですか。

○政府委員(松島五郎君) 指定都市についての税源措置につきましては、御承知のとおり道路関係におきましては、指定都市がその区域内におきまます国道、府県道の管理を実施いたしておるというような事務配分の点も考慮をいたしまして、道路譲与税、軽油引取税、石油ガス譲与税等につきましまして、特に指定都市に対して配分をいたしておるわけでございます。そのほかの面において指定都市に特別な税制上の措置を講ずべきかどうかという問題でございますが、私どもいろいろ検討は続けておるわけですが、御承知のとおり税制は、国、府県、市町村を通じて複

雑な構成をとつておりますので、なかなか指定都市にだけ特別な税制をしつことむずかしい面が技術的にもいろいろございませう。それらの問題も考えあわせながら、指定都市の税源充実に何か適切な方法はないかということで、検討を続けておる段階でございます。

○原田立君 何か何かというお話だけれども、過日の衆議院の本委員会の会議録もちょっと拝見したし、松島局長の答弁もずっと聞いていたけれども、何かやらなければいけないというところは答えておるけれども、じゃ何をやるかという結論が出ていない。それでは困る問題だと思つておる。それで特に指定都市のような大きな都市なんかに対しては、たとえば府県に渡すところの道府県のたばこの消費税の一定の割合を移管するとか、何か具体的な問題を言わなければならぬのじゃないか、こう思つておる。その点どう考えますか。

○政府委員(松島五郎君) 御指摘のような点も検討はいたしておりますけれども、指定都市を含めます府県の財政という面を、また別途考えてまいらなければならぬ面もございませう。御承知のとおり、都市は次第に広域化してまいつておる。指定都市という範囲それ自体も大きな都市となつておるわけでも、それを中心にしてます付近の都市というものが、だんだん指定都市の区域を越えて発展を続けつつあるという状態でございます。したがって、今日の都市行政が、単にその指定都市の行政とだけ——むろん把握しなければならぬ面もございませうけれども、それだけに限局されず、その付近の周辺都市も含めて、行政を一体として把握していかなければならぬという要請も出てきておるわけでございます。そういう面において果たしておる府県の役割も非常に大きいものがあるかと存じます。したがって、周辺都市を含みます府県も、そういう意味の財政需要の増高というものに非常に大きな負担を感じておる現状でございますので、指定都市にだけ財源を、税源を移譲することだけでは

で問題はなかなか解決しにくいのではないかと、かように考えておるわけでございます。

○原田立君 じゃ、どうなさるのですか。

○政府委員(松島五郎君) やはり、先ほど大臣からお話しいましたように、国との財源再配分ということもあわせ考えてその問題を解決していかなければならぬのではないかと、かように考えておる状況でございます。

○原田立君 実現可能なことをやってもいいと思つておる。いつもこう考へている、こういう方向で検討中だということ、具体的なものが、前進が乏しい。それでは大都市ばかりではなしに、中小都市、市町村に至るまでも、いま地方財源が困つておるのですから、そんなような画一的な答へではなしに仰せたいと思つておる。先ほどの御説明の中に、軽油引取税とか地方道路譲与税というふうなお話がありましたけれども、これは道路財源だけの問題なんです。だけれども、地方財政においては一般財源のほうも不足しているのですから、だから道路のほうだけやつたから、一般財源のほうはかまわぬというところは暴論だろうと思つておる。そつちのほうはどうなさるのですか。

○政府委員(松島五郎君) 道路財源をやつておる問題も考えて現在対策が講ぜられておることを申し上げたわけでございます。先ほど申し上げたように、道路財源については、事務配分の問題も考えて現在対策が講ぜられておることを申し上げたわけでございます。一般財源につきましましては、たたいま具体案がないというおしかりをいたさなければならぬ、私どもとして、やはりそれが必要であるという前提で検討をしておる、こういうことでございます。

○原田立君 検討中、検討中という答へばかりで、どうもはなはだ不満足なんですけれども……、それからいままお話があつたけれども、異常な人口の集中が行なわれて、非常に都市の財政が苦しい。あるいは具体的に見て、大都市の周辺都市がベッドタウン化して、いろいろと人口もふえ

ているし、学校もつくらなければいけないし、消防施設もつくらなければいけない、環境衛生もやらなければいけない、いろいろこういふふうにあるわけですが、自治省としてのそういう考え方は、それはどういふものでしょうか。建設省の考え方も発表されておりますし、自民党の内部にも調査会があって、検討中のように聞いておりますが、自治省の都市政策の基本方向、これはどういふふうなお考えでしようか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 基本的には私は、大都市への人口、産業の集中は、もう抑制しなければならぬ段階にきておる。そうして地方の開発、拠点都市の育成をはかるといふことが基本であろうと思つておる。ただ、それはいつても、現在の段階におきましての大都市への人口、産業の集中というこの根強い力がございまして、これをほらうておくわけにはいかないもので、やはり大都市の再開発というものは、その限度においてはやっぴいかなければならない。しかしそれは必要の限度にとどめて、その余力をむしろ地方の拠点都市の開発に向けてというのが基本的な考え方ではないかと思つております。

○原田立君 それではまた次の問題になりますけれども、個人の住民税は居住地で払うようになりまして、昼間人口をかかえる都市には、税源として、財源として入つてこない。それでどういふ都市の財政需要に相応する財源の配分、これはお考えのことと思ひますけれども、いかがでしようか。

○政府委員(松島五郎君) 都市の区域の広がつていくに従ひまして、生活と申しますか、する場所と働く場所とが分離されていくという傾向のありますことは、御指摘のとおりであります。現在の住民税がその住所地において課税をされるというたてまえでございまして、いわば生活をする場所において税金がかかってくる。したがつて、生活する場所の町村においては住民税を得ることができませんので、働く場所においては住民税がかかりませんが、住民税を税収としてあげることができない、こういう問題のありますことは御

指摘のとおりでございます。

で、こういうものに対して、一部の学者の間には、入市税というふうなものをとつたらどうかというふうなお考えもございしますが、しかしながら、ある一人の人が働く場所と生活する場所が遠うからといって、二つの税金を納めなければならぬということも、なかなかこれは実現困難な問題でございまして。しかし、まあ一面において、生活をする場所でありまして、いわゆるベッドタウンといわれましてよなところが、それでは住民税があるから財政的に十分償つておるかと思ひますと、これまた学校であるとか、あるいは道路の建設でありますとか、あるいは下水道の整備でありますとかいふようなことに追われて、むしろ困地というふうなものも歓迎しないというふうな状態にありまして、御承知のとおりでございます。このような生活をしていくところ、すなわち住民税を得るところにおいても、それだけでは財源が足りないと言ひ、また働いていくところでは、住民税が入らないから何ともやっぴいけないという声があるわけでございます。

これを通じて考えてみますと、要するに静態的な状態においてものが考えられます場合と、動態的な状態においてものが考えられます場合は違うのではないかと。すなわち、今日はもう人間の移動と申しますか、あるいは人口の増加というものが非常に勢いで進行しておりますために、その動いている社会状態、それに伴つて起こる財政需要というものの、静態的な財政制度では救ひ切れないうところの問題がむしろあるのではないかと。いふふうにお考えられるのであります。そういう意味では、やはり起債の運用というふうなものを、非常に激変する財政需要に一応対応していくというふうなこともあわせ考えていかなければ、問題は解決していかないと、かように考えている次第でございます。

○原田立君 起債を考えていかなければならぬという御答弁があつたのですけれども、起債は御

承知のように借金ですすから。そんな—それも運用のしかたいかんによつては効果を發揮するかもしれないけれども、公営企業体みたいな、それによつて利益を得るような、そういうものの起債、地方債の発行というものは考えられるけれども、一般財源が現在不足している現状なんですから、起債をもつてそれを財源的な需要に充てていくというものは不穩当ではないか、こう私は思ひます。それについて、先ほどからずっとと統括して質問をされているように、要するに自主財源の強化ということにつながるわけなんです。局長も大臣も、この点どんなふうにお考えなのか。要するに私の言いたいことは、そういう疲弊している地方市町村について、起債をもつてそれを運用していくという局長の答弁ですけれども、それは現在の段階においてはとすべき方法ではないか、どういふお考えですか。

○政府委員(松島五郎君) 私が申し上げたのは、起債でもつても何もかもやるという意味ではございません。先ほど来御質問のございましたように、自主財源の増強ということを中心にお考えをまいらなければならぬことは、申すまでもないことと。ございまして、ただ一時的な財政需要というふうなものにに対応していきまますために、起債というものの弾力的にある程度運用する必要がある面もあるのではないかと、こういう意味で申し上げたわけでございます。

○国務大臣(藤枝泉介君) 結局、最初のお尋ねのよりに、国の財源の一部をどうしても地方へ移譲しなければ、現在の地方財政というものはよくならない。そういう意味でいろいろ検討もし、また、それに対して精力的に取り組んでいかなければならぬという考え方でございまして。

○原田立君 先ほどからの御答弁によりまして、税源の再配分はすでにやるべきときがきたというふうな御せのよりに思ひます。現実にはこのことばやらなければならぬ、ほんとうに現段階だと思ひます。小さなコップの中に入つて、そのワクの中だけでがちゃがちゃやつたつて、これはふ

えるわけじゃないんですから、その点自治省として、地方自治団体の総元締めなんですから、地方団体の側に立つて、税源の再配分、これをもつと有効に、地方団体の側に立つての御活躍を希望する次第です。

それから、これは当委員会においても、あるいはほかの、衆議院のほうでもいろいろ問題になつて、住民税の均等割り及び所得割りの課税最低限の問題ですけれども、課税最低限が現在非常に低過ぎて、低所得者に対する重税というふうな感じを一般国民が持つておられるわけでありまして、何とか改善すべきだといふような意見に対して、自治大臣も、均等割りについては二十六年より据え置かれておるから、むしろ税率を引き上げたいというふうな御答弁も前にお伺ひしたと思ひます。課税最低限は、来年は若干引き上げるが、その先はわからぬといふような御答弁もこの前ありました。で、そういうふうな数年先のことばわらないといふ大臣の御答弁では、はなはだ不穩当ではないか。国家財政を抜ぐために、長期の考え方に立つて、いわゆる自治省のビジョンとでも言ひますか、そういう点において、もつとはつきりしなければいけない問題ではないかと思ひます。課税最低限の引き上げ、これについて、来年ばかりでなしに、四十四年、四十五年をめどにして、一体どのくらいまで最低限を引き上げるのか、どういふお考えがあるのか、その点はいかがですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 最初にお断わり申し上げましたが、私、均等割りのほうはいろいろ検討したが、むしろ上げないのが現在の状況において妥当であらうといふことを申し上げたので、均等割りの引き上げは目下全然考えておりません。それから、最低限の引き上げの問題でございまして、これは、先ほど来お尋ねのありました国と地方との財源の再配分めどもどの程度になるか、どういふものになるかといふようなことめどを立てませんと、しかも、それがもう再配分すべき時期に来ておる—おこぼれにありましたよ

て、市町村税を強化するのが妥当であるかという点については、なお検討を要すべき問題があるかと思っております。私どももいたしましては、府県、地方団体の税収入のやりとりでなく、できるだけ国と地方団体との間の税源の再配分という形で市町村の財源強化をはかっていきたい、かように考えておるのでございます。

○原田立君 府県税の税目は、景気変動によって左右される、そういう税目が多いし、市町村の税目は固定したものと、こうなっておるわけでありませうけれども、これはやっぱり、まあ政府自身です。基本的な態度をもっと、府県ももちろん大事だろうと思えますが、市町村にももっと手厚くしていくという、そういう方向でなければいけないんじゃないか。

○政府委員(松島五郎君) 市町村について、これはシャッフル報告にも言っておりますように、地方自治の基本的な団体でございますから、私どももいたしましては、市町村の財源充実ということについては十分考慮をしておるつもりでございます。ただ、実際問題としておるのも、経済の活動のないところに税金がないと申しますか、市町村と申しましては三千有るにわたっておりますので、その市町村全部に行きわたった税収入が得られないような税制を組み立てるといふことは、非常にむずかしい面がございます。そういう面では、なるべく普遍的な税収入というところで、現在住民税及び固定資産税が中心になっておるわけでございます。それと、もう一つは、市町村は、何と申しましても規模の小さい団体が多いわけでございますので、税収入に安定性のあるということが必要でございます。財政規模の小さいところで大きな収入に変動が生じますと、財政運営が計画的に行なわれたいという面もござります。そういう面では、固定資産税のような税は、市町村税としては最も適当な税であろうと思っております。

ところが、安定した税収入というものは、とかく伸びが少ないという問題がございます。景気が上

昇しても、その割合で税収入が上がっていかないと、この欠点がございます。で、それらの点も考え合わせまして、今後市町村税はどういう税目でもって構成すべきかというのを考えていかねばならぬと思っております。御指摘のとおり、市町村を中心にはり考えていかねばならぬというところは十分心得ておるつもりでございます。

○原田立君 市町村中心に考えていかなきゃならないと、十分承知しておるというお話ですから、この問題はどのぐらいにしたいかと思っておりますが、じゃあその方向でひとつお考え願いたい。去年の十二月八日に、地方税財政に関する答申が出ておりますけれども、それは今回の、四十二年度です。処置について尊重なされたかどうか、その点はいかがですか。

○政府委員(松島五郎君) 私どももいたしましては、力が足りないために、結果的には十分でなかった点もあろうかと思っておりますが、気持ちの上におきましては、最大限の尊重をいたしたつもりでございます。

○原田立君 まあそういう精神論になると、たいへん御苦勞さんと言以外にないと思ふのだけれども、それだけではね、地方財政困っちゃうんですよ。これはやっぱり自治省と大蔵省との根本的なもの考え方、これをひとつと推進、是正していかなくやらないことだろうと思ふのです。それでね、こういう答申は、尊重なさるのがほくは至当だと思ふのです。ただ、大蔵省がこう言ったからだめだつたんだということでは、地方財政は困ります。ほんとうに困る。で、いろいろと答申しておりますけれども、どういう方向で今後推進なさっていくのか。大蔵省にはこういうふうな点についても納得してもらって、こういうのだと、具体的な問題をお教えいたしたいと思います。

○政府委員(松島五郎君) この答申のうちで、地方税に關します部分で一番大きな点は、何と申しますとも、道路目的財源の充実の問題であらうと思

思います。で、この点につきましては、いろいろ努力をいたしました。結果的には二十五億円という臨時交付金が交付されるにとどまったこと、まことに遺憾でございます。しかし、道路整備五カ年計画に關します財源措置は、別途関係各官庁間で協議することになっておりますので、その際には、できるだけ答申の趣旨に沿って努力をしてみたい、かように考えておるわけでございます。

次に、所得税からの住民税への税源の移譲につきましては、答申に入られておりますが、この点につきましては、先ほど来大臣からもお答え申しておりますように、国税、地方税を通ずる一つの税源再配分の問題として、引き続き検討をしてまいりたいと思っております。そのほか市町村、特に大都市に對する税源充実の問題につきましては、先ほど御指摘がございましたが、特にこの中で、調査会で問題になりました大規模固定資産税の市町村と府県の課税限度の問題につきましては、ただいま御提案申し上げております地方税法等の一部改正案で、答申の趣旨も考えまして改正をほかっておる次第でございます。なお、そのほか、消防施設の問題でございますとか、たばこ消費税の課税標準の算定方法の問題でございますとか、取り上げられておりますけれども、これらにつきましても、関係方面と今後とも折衝を続けてまいりたいと思っております。

○原田立君 どうもはつきりしませんね。答申は尊重するということは、総理大臣以下自治大臣も、いづれもどんな答申でも尊重するといふ答申をしておるけれども、この答申は努力不足でだめだったんだということでは、どうも納得しがたいです。現に道路財源でも六兆六千億円のものに對して、自治省としては、一番最初三千億くらいの考え方があったんじゃないですか。それが六百億に下がって、四百四十億に下がって、二十五億に下がって、もう下がりやがないですよ、二十五億以下に。これでは、せつかく御努力なさったろうと思ふけれども、納得し得ない点ですよ。そ

の計画がまだ中途はんばだから、もつとすつきりしてからつけるという何か建設省のお考えのようなことも聞きました。そんな来年のこと、再来年のこと、そこら辺のところがお先まっ暗では、地方財政はできませんよ。道路財源の問題については、特に地方公共団体は、大きな声をそろえて財源の確保について強い要請をしておりますから、もう少し具体的な面でお答え願いたいと思

○政府委員(松島五郎君) 道路財源の問題につきましては、先ほど来申し上げておりますように、道路整備五カ年計画の財源措置について、この秋ごろまでにはおそろく関係各官庁間で協議がなされるというふうな御指摘もございました。その際には、ぜひただいま御指摘のございましたように、竜頭蛇尾に終わることなく、努力をしてみたいと思っております。

○原田立君 どうも税務局長、さっきの御答申の中で、国税プラス国債イコールその合計金額についての二三％は地方に回してやれという答申もたしかあったはずですよ。このことについてお答えがないんですが、どうですか。

○政府委員(松島五郎君) 地方税の答申の部分については、ただお答え申し上げましたが、地方財政全般の問題につきましては、鎌田参事官のほうからお答えさしていただきたいと思っております。

○説明員(鎌田要人君) 答申の中におきまして、税以外の部分についてお答えをいたします。まず、第一は、特別事業債の問題でございます。これは答申は、特別事業債は昭和四十二年度以降は継続すべきでない、昭和四十一年度分につきましては、適正な財源措置を講ずべきだ、こういうことを申しておるわけでございます。前者の特別事業債の廃止は、これを答申どおり昭和四十二年度以降は発行しない。それから四十一年度分、既発行分でございますが、これにつきましては、御案内のとおり、交付団体分の五十三億、第一種特別交付金の中の五十三億というものがこれに相当するわけでございます。昭和四十二年度分

の利払い分というものは、財源措置をいたしたわけでございます。なお、四十三年度以降の措置につきましても、予算編成の最終段階におきまして、国庫当局と自治省との間で地方団体に迷惑をかける、あるいは申し合わせが行なわれておるわけでございます。この線に沿いまして、明年度以降措置をいたしてまいりたいと考えておる次第でございます。

それから、先ほど仰せになりました例の二三方式論でございます。これが実は一番議論があったわけでございます。大蔵省のほうは、一つは国債というものはテンポラリーのものである。恒久的な税にプラスして臨時的な国債というものを分母に含めるといふのは、性格上おかしいのではないか。第二点といたしましては、国が将来の税金を前借りをして地方団体に与えてやって、一定の時期がまいりますと、国は元利を償還しなければならぬわけでございますが、その間に地方団体だけが元利の償還を免れるということ、これはあまりにも地方団体が有利ではないか、これはちょっとみみちい話でございますが、それから第三点といたしましては、二三方式というこの率自身について、やはり過去十年間の平均値といつても、それぞれの年度をとると、ぶれがあるではないか。こういつたようなことが反対論の内容であったわけでございますが、一番強かった内容は、国債と国税というものを同一視することはおかしいのではないか、こういう意見であったわけでございます。

これに對しまして、自治省といたしましては、税の収入不足に伴って国債というものが発行された以上は、従来の国税に相当する機能というものを税と国債というものがあわせて果たしておるのではないだろうか。それを一定の量といたしまして、それに対する二三方式をかける。結局地方団体の財源不足というものを、積み上げ計算によらば下におろしていく、こういうやり方があるではないだろうか、こういうことで、予算編

成のぎりぎりまで詰め合つたわけでございますが、結局話し合いがつかせんで、来年度の予算編成まで持ち越しということになったわけでございます。先ほど税務局長のほうから、力不足というおことはございしましたが、そういうたよりな点におきましては、私も力不足というところを非常に痛感いたしておるわけでございます。来年度以降、ひとつこの点についてはなお詰めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○原田立君 やはり力不足という御説明だけれど、それじゃ困るんですね、実際問題。それで二三方式の配分計画からいって、約千億ぐらい不足するわけですが、これはどうなさるんですか。

○説明員(鎌田要人君) 二三方式計算でまいりました場合の不足は、差し引き七百億だったと思えます。正確な数字を申し上げますと、七百十八億程度が措置不足という形になるわけでございます。ただ、この点につきましては、本年度の財政計画の策定にあたりまして、国税の自然増収がかなり見込めたわけでございます。したがって、交付税の自然増収というものがかなりございまして、また、この地方税の増収も国税とやはり比例するものにつきましては、若干伸びを示しています。そういう関係で、一般財源の伸びというものがかなり見込まれたものでございまして、その点につきましては、今年度の地方財政の全体的な運営といたしましては、支障がないという見通しに立っておる次第でございます。

それからもう一つ、調査会の答申というものは、これは私は世論の代表としての意見である、国民全体の意見である、こういうふうな受け取るべきではないかと思つて、まあ言ってみるならば、国民の声を代弁して、調査会等での考えをまとめたところ、自治省は受け取るべきではないかと思つて、それに対して、先ほどから努力不足であったということを自認なさつて、それだけの弁解でそれを切り抜けようとなさるのには、ちょっと不穏当ではないか。もつと誠意ある対策と言いますか、考えというか、それを持たなければならぬのではないかと思つております。

○説明員(鎌田要人君) 各年度の地方財源の不足というものを、どういふ形で推定をしていくかということについては従来から、いわゆる従来におきましては歳入の増加要因、あるいは歳入の増加要因、逆にそれぞれに減少要因もあるわけでございますが、そういうものを積み上げて、財源不足額というものを引き出す。その財源不足額に對しまして、あるいは交付税率の引き上げで埋めていく、あるいは昨年度の場合でございますと、臨時交付金でございますとか、あるいは起債で埋めていく、こういうことを行なつてまいつておるわけでありまして、そういう形で毎年、毎年度の地方団体の財源不足というものを積み上げ計算で査定をしていく、いわば大蔵省が各省、各庁の予算というものを査定してまいりまして、それと同じような平面上で、同じような考え方で、地方財政全体の財源不足というものを査定をするという行き方がいいものであろうか、こういう反省が、私はこの地方制度調査会の答申の底にあるのだらうと思つて、むしろそういう形でございませんで、国と地方団体との間で、財源配分の総額というものをはなからきめていく、あらかじめきめていく、あらかじめきめてまいりまして、その中で地方団体は、自分に与えられた固有の財源プラス、いまの財源配分による増加額というものによりまして、いわば世帯をまかなつていく、こういうことをこの地方制度調査会の答申の

基礎として置いておかれたのではないだろうかというふうに推測をするわけでありまして、ただ、地方財源の不足というものを考えてまいります場合に、どういふものをもって目安と置くか。現実の地方団体のやっておる仕事というものを積み上げてまいりまして、財源を積み上げて、その差額というものを出すという従来のやり方というものも、十分根拠があるわけでありまして、新しく打ち出そうとしておられる、いわゆるめど方式というものも十分根拠があるわけでありまして、ただ問題は、この両者というものが一致すればいいわけでありまして、一致しない場合はどちらが優先するかという点につきまして、この調査会の全体的な空気がいたしましては、やはり積み上げ計算というものが第一に出てくるだけけれども、これにあわせてめど方式、あらかじめめどをつけておくということも適切だ。その場合、国の財政事情、地方の財政事情、その他特別の事情がない場合は、ある場合は別といたしまして、いわゆる二三方式だ、こういう考え方をございまして、積み上げ方式自身を頭から否定しておる、こういうことではないわけでございます。その上にさらにめど方式というものを加えることがベターであろう、こういう考え方があつたわけでございます。ことしの財源措置として私どもが措置をいたしましたのは、従来のいわゆる積み上げ方式による財源不足額というものは十分確保しておる。しかしその二三方式というめどづけ論までは背伸びができなかった。このところを私ども先ほどからいろいろ申し上げているわけでございます。地方団体の財政運営という面から申しますと、この積み上げ方式による財源不足額というものはびつちり財源措置をしておると、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○原田立君 びつちりとやっておるといふようなことだけれども、先ほどの二三方式の答申にしても、その面からいって七百十八億円の財源不足、こういう問題が出てくるわけですね。それでびつ

二兆円前後の地方負担に相なるのではないだろうか、私も考えておる次第でございます。

○原田立君 その地方財源はどうなるんですか。

○説明員(鎌田要人君) 結局、先ほど議論になつております道路目的財源の充実という問題に相なるわけでございますが、この現在の第四次計画のもとにおきましても、国の場合の特定の財源比率は八六〇、地方団体の特定の財源比率は四八〇、こういう非常なちんばに相なつておるわけでございます。で、せめて国、地方ともに、それぞれの負担額に對します特定の財源比率というものを同じにしたい、まあ同じにしたいというのが例の三千億移譲論であつたわけでございますが、私どもの考え方といたしましては、やはりこの国から地方団体、特に市町村に對しまして道路目的財源、端的に言いますと、譲与税、地方道路譲与税でございますが、これの増額というものをはかつてまいりたいというふうに考へておる次第でございます。

○原田立君 先ほど一兆四千億くらいというふうに言われましたけれども、その道路譲与税関係の特定財源の確保は、これはじゃできませんか。

○説明員(鎌田要人君) これも私どものたいへんな努力を今後必要とするだろうと思つておるわけでございます。ガソリン税の地方移譲の問題になるわけでございますけれども、困のほうは、やはり自分たちが一ぺん押さ込んでおる財源というものは、なかなか出さないとはいへないでございまして、私どものほうといたしましては、少なくとも特定財源比率を国と地方と同じにしたい、こういうことで、今後やはりかなりの努力というものを必要とするだろうと思つておる。

○原田立君 新規財源の確保の意味でいろいろ考へたろうと思つておるが、ガソリン税値上げというより一部の声がございまして、これについては非常に値上げ反対という声が多く出ておる。まさかガソリン税値上げをして、そうしてその新道路財源を生み出すのだなんていう考へはないん

だと思つておるが、その点いかがですか。

○説明員(鎌田要人君) 事は高度に政治的な問題でございます。大蔵省所管でございますので、ちよつと私からお答をするのは適當でないと思つておる。

○原田立君 適當でないだろうと思つておるけれども、地方財政には多分に影響する問題なんです。そんなそつけない返事ではないに、もう少し何とかありませんか。

○説明員(鎌田要人君) この道路整備五カ年計画だけでございます。下水道でございます。か、あるいは環境衛生関係の長期計画というものが次々にあるわけでございます。私どもは、こういう長期計画に伴います地方負担というものにつきましましては、常に私も自身が厳密な計算をしなればなりませんし、また、そのための財源の確保ということについては十二分に配慮してまゐつておるつもりでございます。特にこの道路整備五カ年計画の改定は、地方負担に非常に大きな影響がございまして、私もたいへん考へておるわけでございます。ただ、いまちよつとお述べになりました税率の引き上げのいかんにかかわらず、地方に移譲してほしい、こういう気持ちで今年も努力してまいつたわけでございます。

○委員長(仲原善一君) 暫時休憩し、午後一時から再開の予定でございます。

午後一時三十分開会
〔理事吉武恵市君委員長席に着く〕

○理事(吉武恵市君) それでは地方行政委員会を再開いたします。

地方行政の改革に関する調査といたしまして、警察官による交通事故問題に関する件を議題といたします。

動隊員による交通事故の状況につきまして、図面をもつて詳細に説明をせよとの御要求がございましたので、ただいまから御説明申し上げます。

この事故の発生いたしましたのは、前回に申し上げましたように、五月十七日の午前八時五十分ごろでございます。事故の発生場所につきましては、千葉県の千葉市轟町にございまして、千葉警察本部警備部機動隊の庁舎前でございます。

図面を御説明申し上げますと、この区域一帯が国有地でございます。この中に、ここに機動隊の本館がございまして、隊員の待機所がここに四つある。道場がその前にあります。それから機動隊の車庫と倉庫がこの付近にございまして、そのほかこの敷地内に、千葉県の警察職員が四階建ての待機宿舎が二棟建ててございまして、

当日の状況を申し上げますと、当日ちよつと、千葉県の機動隊員十七名は、午前九時から交通取り締まりに出動することになっておりましたために、同隊所屬の輸送車の指定運転者であります巡査植田安彦が、同輸送車を車庫前に置きまして、

仕業点検を行つた後に、約四十メートルございまして、この機動隊の本館の前まで参りまして、ここで機やいすをこの輸送車に積みまして、再びもとの車庫の前に戻りまして、サイドブレーキを引きまして、エンジンを始動したまま下車いたしました。隊員数名の協力を得まして、この車庫内に保管中のロードメーター一積載の取り締まりを行なう器材でございますが、ロードメーターの積載作業を開始したとございまして、このとき、たまたま出動のために三々五々集まつておつた隊員の中で、菅原巡査がこの付近におりまして、練習のためにこの車を運転しようといふこと、運転席に乗りまして、作業が終わつたといふ声を聞いたので、練習するからだれか教えてくれと、同僚警察官に呼びかけましたところ、たまたま居合わせました普通免許を持つております芳賀巡査が助手席に乗りまして、続いて第二種原付免許を持つております藤川巡査という方もついて乗車したので

ございまして、そこで菅原巡査は、運転免許を持つております芳賀巡査にギヤをローに入れてもらひまして、発進いたしました。約十五メートルころいり方向で行つたわけでございますが、約十五メートル前進後、さらにセコンドに入れてもらひまして、約十メートル毎時の速力で、機動隊の庁舎玄関前を経て機動隊の敷地と道路の境界にありまして、このころでございますが、この付近は、ここからここまでいけがきになっておりました。この場所に高さ一メートル、幅一・六メートル、重量二十二キログラムの鉄パイプ製の防護さくがございまして、その一メートル前まで前進の上後退しようとしたわけでございます。あと取り調べますと、この巡査は、こういう経路をとりまして、ここで一たんストップして、バックの練習をしようといふことを考へておつたよう

でございますが、その際、そういうことで後退しようとしたが、運転が未熟のために、ブレーキを先に踏むべきところをクラッチを先に踏んだという過失のために、ブレーキが直ちに作動いたしませんで、そのまま、ここに二個連結しておりました防護さくを、約三・六メートル道路上に押し出したために、折からちよつとこちらからこの横歩道を渡つて、幼稚園がこちらのほうにございまして、幼児園がこちらのほうにございまして、幼児園の部分を押しつけまして、よつて園児を転倒さして傷害を与えたという経過になつておるのでございまして。

前回は申し上げましたように、事故の発生によりまして、機動隊の小隊長ほか十名と、同隊所屬の車両二台及び千葉市消防救急車一台の応援を得まして、負傷を受けました園児を千葉市の千葉国立病院に収容いたしました。救護に当たつたわけでございますが、被害を受けました園児は六名でございます。いづれも、そのうちの地挽一元君、幸五歳、この園児を除きましては、他の五名は、幸いなことに五日ないし六日程度の打撲傷あるいは擦過傷ということで、現在は全治しておる状況でございますが、地挽一元君だけが、頭部を打つて

おりますので、詳細に頭部の検査をするというこ
とで、いまだに通院をしておる状況でございます。

なお関係者の処分につきましては、千葉県警で
は、翌日の十八日に懲戒審査委員会を開きまし
て、関係者に対する処分を決定したのであります
が、加害者の菅原巡査につきましては懲戒免職、
それから一緒に乗りまして運転を援助いたしまし
た芳賀巡査につきましては減給百分の十、一カ
月、それから機動隊長の鈴木警視につきましては
戒告、副隊長の若井警部につきましては同様戒
告、小隊長の岸岡警部補、それから分隊長近藤巡
査部長の兩名につきましては、所属長訓戒という
ことにいたしましたわけでございます。

なお事件の捜査につきましては、この捜査に当
たりました千葉中央署では、五月十九日に菅原巡
査を重過失傷害罪並びに道路交通法違反、無免許
でございますが、道路交通法違反といたしまし
て、また同乗しておりました芳賀巡査につきまし
ては道交法違反、無免許運転の補助といふこと
で、それぞれ千葉地検に書類を送致してございま
す。

この事件が起きてから、今後の対策につきま
しては、千葉県警におきましては、今後事故の絶滅
を期するために、それぞれ所要の措置を講じてお
りますが、警察庁といたしましても、千葉県だけ
の問題にとどまらず、全国に次長通達を出し
まして、従来の諸対策を再検討の上、部下職員の
服務規律の振興、公用車両の運転管理、免許取得
のための指導、その他一連の指導を強力に推し進
めるよう指示いたしました次第でございます。

以上、概況について御説明申し上げた次第でござ
います。

○理事(古武恵市君) それでは御質疑のある方は
順次御発言を願います。

○原田立君 いま概要お伺いしたわけですが、そ
れに関連して二、三お伺いしたいと思つてござ
います。交通違反の取り締まりをする警察の側でこ
ういふ事故を起こしたという事は、たいへん残念
な次第であります。特に機動隊員がですね、専

門的に扱う機動隊員がこりう事故というものは、
非常に残念に思つておられます。で、数多くの機動隊
員がおいでになるのだからと思つておられますが、
それらの人たちは交通に、運転規則について熟達
者ですね、非常にうまい人、熟達者という人がか
なり大半なんだろうと思つておられます。そう
でないよりな人たちが、それはおいでになるんでは
ないか。

○政府委員(鈴木光一君) 大体全国の警察官で運
転免許を持つておる者は六割ぐらいいらっしゃる
ので、機動隊につきましては、特別な指導をいたし
まして、大部分の者は運転免許を持つておるよう
でございますが、たまたまこの千葉県警の機動隊
員の中に、私の聞いた範囲では二、三名、この当
該菅原巡査を含めて二、三名程度が原付の免許
程度で、普通自動車以上の免許を持つておらな
いという状況でございまして、そういうこと
から、まあこりう事故が起きたのではなからう
かというふうに考えておられます。

○原田立君 特殊な訓練というふうなお話ですけ
れども、それは何か特別に制度化しておやりに
なつておるのですか。

○政府委員(鈴木光一君) 警察官の運転免許取得
につきましては、管区学校におきまして運転免許
の正科を設けておりました。各府県から管区学校
の教養課程を経て取るというのが原則でございま
す。それ以外に、各県におきまして、自動車教習
所に通学させまして、運転免許を取得させるとい
う、この二種類で警察官の運転免許を取得させる
手段といたしておる次第でございます。

○原田立君 前回鈴木交通局長より遺憾の意が表
明されたわけでありまして、その後新聞等で拝見
しますと、通達を全国へ出されたこと、通達だけ
はもの足りないの、実地視察をすることになつ
ておるとか、なされたことというふうな新聞記事
を拝見しましたけれども、それはいかがでござい
ますか。

○政府委員(鈴木光一君) たまたま六月に入りま
して交通取り締まりの、各県における交通取り締

まりの技術と方法とか、そういう問題、ある
いは交通取り締まりについての指導、教養をどん
なふうに行なつておるかということ、実は監察
することになつておりましたところ、たまたまこの
事故が起きたので、さらに警察官による、交
通事故という監察項目を加えて、来月の五日
からそれぞれ関係官を、現在のところ九府県予
定しておりますが、それに派遣をいたしました、
監察をすることにしております。

なお、そのほかに定期の監察がございまして、
監察を行なう各府県が十県程度でございますが、そ
れにつきましても、それは定員問題についての監
察を行なうことになつておりましたが、それにつ
きましては同様に、警察官による交通事故の頻発の
状況にかんがみまして、これらに関連する監察を
実施したいと思つておる次第でございますが、な
お六月の二日の日に、その監察のために、各警察
管区の交通担当の部長を参集しておりますので、
その際に嚴重にそれらのことについて協議いたし
まして、さらに具体的な交通事故防止の対策を協
議すると同時に、監察をいかに行なうかというこ
ともあわせて検討したいという予定を組んでおり
ます。

○原田立君 この事件が新聞に報道されて、非常
に残念に思つたのであります。その後また数
度、新聞に報道されている警察官の交通事故等が
ありました。ただ遺憾の意の表明だけでは、この
事故の絶滅は果たせないのじゃないか。従来やっ
ているやり方よりか、むしろ何かここで抜本的
な、ぜひこりうふうに新しくやつていきたいと
いうふうな方向等は考へになつておる点がござ
いますか。

○政府委員(鈴木光一君) 千葉県の事故が起きま
してから、その後、静岡県におきまして酒酔い運転
の事故、それから北海道におきまして同様の酒酔い
運転並びにひき逃げの事故を警察官が起こしまし
たことにつきましては、まことに申しわけなく
な、われわれも苦慮いたしておるわけでございます
が、そういうこともございまして、たまたま、

先ほど申し上げましたように、六月の二日の日
に、交通担当部長を招集しておりますので、その
際に十分協議を遂げて、六月に入りましてからの
一連の監察の中で、十分対策を講じてまいりたい
と思つておるわけでございます。従来からもた
びたびの通達を出しまして、いろいろ交通事故防
止に対する具体的な指示をわれわれはしておるの
でございますが、なおさらに掘り下げた対策を講
じなければならぬと思つております。たとえは
酔っぱらい運転が二件続出したましたけれども
も、酒飲みの問題につきましては、従来からも心
がけておりましたけれども、やはり職場ぐるみ
で、お互いにこりうものを防止していくという
体制でなければならぬわけでありまして、それを
さらに徹底させる。それから家族ぐるみと申しま
す。そういう対策も家族に呼びかけるというふ
うにいたしまして、その他、事故の種類等に応じ
ていろいろ対策があらうかと思つておるが、そうい
うこまかい点にまで配慮をいたしまして指導して
まいりたいというふうに考えております。

〔理事古武恵市君退席、委員長着席〕

○原田立君 結局、綱紀の肅正というふうな問題
につながらんではないかと思つておるが、幸い国家
公安委員長がおいでなから、その点につい
て、今後のことにつきお話し願いたいと思いま
す。

○國務大臣(藤枝泉介君) 困をあげて交通事故対
策に取り組んでおるときに、その指導あるいは取
り締まりに当たらないならばならない警察職員が交
通事故を起こすというふうなことは、これはほん
とくにまことに申しわけないことでございます。ま
して、ただいま局長からお答を申し上げたように、
通達も出し、監察もいたすというふうなことも考
えております。で、従来とも、技術面あるいは心
がまえの面におきまして訓練を積んでまいつたわ
けでございますが、そういうことがややもすれば
マンネリ化しておるのではないかと、いろいろな面
もあつて、さらに再検討をせよという次長通
達も出した次第でございます。

たとえ北海道におきましては、あの酔っぱらい運転の事故が起つて以来、いま道本部としては、運転免許者すべての適性検査をもう一度やり直す。そして過去において酔っぱらい運転あるいは重大な事故を起こしたような者はもう運転をさせない。それからいま局長のお答え申し上げたように、職場同士でお互いに気をつけるというふうな、また家族までそれにやっつてもらうという、そういう具体的な再検討をいたさせたいと思っておりますが、結局は、要するに警察官の綱紀と申しますか、心がまえ、精神の問題でございます。そういう点につきましては、さらにきびしく綱紀を守るように、あるいは警察官としてのその使命に徹した心がまえをつくりますように、さらに教育訓練の上で努力をしまいたいと存じます。

○中村吉四郎君 関連して、ちょっとお尋ねしたいと思つていますが、いまの、署内で事故を起こしたときに、助手席におつた免許状を持ったおまわりさんが、緊急の措置をとれるだけの時間的余裕がなかったわけですか。時速十キロのスピードで走つていて、そうして一メートルくらい手前で、そうしてバックにチェンジしてバック行動を起こそうとしたんだと、それがブレーキを踏まずに、クラッチを先に踏んで、そうして前に飛び出してしまったのだというわけですが、その助手席におつたおまわりさん、免許状を持った人は、ギヤを脇から入れかえをするか、あるいはブレーキを踏む余裕がなかったのですか、それはどうですか局長さん。

○政府委員(鈴木光一君) 助手席におりました免許を保有している警察官は、それを指導するだけの余裕があったのではないかと御質問でございますが、これにつきましては、おそらく指導をする余裕が全くなかったとは言えないと思つておりますけれども、その脚位等、短時間の瞬時における判断等によつて、おそらくその指導ができなかったのではなからうかと思つております。

○中村吉四郎君 最初にロー・ギヤに入れたことを指導し、そうして十五メートルほど走つてからセコンドに入れたんだと、その入れる動作も指導したということなんです。そのスピードは出てないということはおわかつてはいるわけですか、しかも、さくの手前でとまる状況になつたというのですから、私はそこで当然、まだ全然乗つたことのない、運転経験のない人が運転しているんだから、助手席におつた者はそれだけの余裕と動作はあつたはずと思つていますが、いまさらこれは取り返しのつかないことですけれども、そこで私は、いまの原田さんの質問に関連しまして、将来の問題ですが、いまの答弁の中で、取り締まりに当たる警察官が六〇〇免許状を持つておつて、そうして警察官の自動車運転免許教養のために、管区学校に入れたり、講習所に入れて特殊技能を習わせていると、こういう御答弁ですが、現実には第一線に立つおまわりさんは、常に交通取り締まりというのを適時適所においてやらなければならぬことが多いと思つておられます。それなのに、免許状を持つていない者が取り締まられている状況も当然起きるわけなんです。極端に言つて、自動車講習所における法令指導員の人は、交通行政に三年以上経験のあつた者でなければ法令指導員の資格を持たないわけなんです。その法令指導員が免許状を持つていない方が相当はあつたと想像できるわけなんです。法令指導員が免許状を持たずに法令指導しているという現実は、やはり全体の教育上からいつてもこれはまずいことだと。第二点には、全部の人が免許状を持つていような体制に持つていかなければ、綱紀粛正ばかりでない、やはり技術的な問題もあるわけですから、全員に免許状を持たせようという教養組織というものをつくり出さなければならぬのではなからうか。特に今度の道路交通法改正等を見ると、警察官の人が現場で現認をして、その場であんたはこれくらいだ、クラクション鳴らしてこれくらいだ、あるいは割り込みをやつたと、現場で認定するために、免許状持つて、自動車のある程度の技術を持たなければ現認できない体制になるのではなからうか。そういうことからいつて、第一線に立つ警察官には全部免許状を持たせようという教育制度を取り上げるべきではなからうかと思つておられますが、これは交通局長なり公安委員長なりから、ひとつお答えいただきたい。

○政府委員(鈴木光一君) まことに御指摘のとおりでございます。現在のところ、交通取り締まりに当たる警察官につきましては、全員運転免許状を持つた者が当たるといふことで実施してはいるわけでございます。それ以外の警察官にも、全員持たせることが理想だと思つてはいるけれども、また、そういうことで犯罪捜査に当たる者もやはり必要だといふことがありますので、全員運転免許状を持たせるといふ方向に向かつて、先ほど申しましたように、管区学校での教養その他を実施してはいるけれども、現状では大割程度でございます。少なくとも交通取り締まりに当たる警察官につきましては、全員運転免許状を持つた者といふことで処置してはいる次第でございます。

○中村吉四郎君 交通取り締まりに当たる警察官といふけれども、これは地方においても都市部においても、ほとんど駐在の人、派出所の人が交通整理に当たらなくちゃならないわけですから、これもやはり交通取り締まりですよ。そうして見ると、やはり一〇〇〇多持たせるだけの考え方を基本的に置いて、しかもそれは、持てといつてもなかなか現在の警察官にはそれだけの経済的な余裕はないはずですから、私は警察官の指導訓練については、公安委員会で特別の予算措置をやつて、そして講習所に委託するなり何なりの方法をとるべきだと思つておられます。これは公安委員長どうですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) まさに御指摘のとおりでございます。今後、警察官に全員運転免許状を持たせよう、しかも、それが本人の大きな負担にならないような方向においてやつてまいりたいと存じます。

○委員(仲原善一君) 本件に関する本日の調査はこの程度にいたします。

○委員(仲原善一君) 地方税法等の一部を改正する法律案、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○原田立君 事業税のことについて局長にお伺いしたいのですが、事業税については所得税の二重課税といわれております。ところで所得税のかわらなくなつたような人、つまり国税でいう欠格者に対しては、府県の事業税もかけないというふうに考へてよいのではないのでしょうか。その点はいかがでしようか。

○政府委員(松島五郎君) 事業税は所得に対する課税と申します。ただいまのところは課税標準に所得をとつておられますので、そういうことになつては、事業をやつておられる方に、その事業といふものそのものに課税をするのだという考え方で出た発したものでございます。ただ現実には所得を課税標準にいたしておられますから、二重課税であるといふような御議論もあるわけでございます。ところでお尋ねの所得税の控除失格者に対しては、事業税をかけるようにしてはどうかという問題でございますが、事業税と所得税とはいま申し上げましたようなことから考え方が異なりますので、課税の対象も必ずしも同一ではないわけでございます。控除のしかたも異なつておられますので、御指摘のように所得税の控除失格者に対しては、事業税が課せられるものもございまして、逆に事業税のかからない人に所得税がかかるという場合もあり得るのでございまして、その意味においては、事業税と所得税の立て方が違つておられます。全部これを一致させるということは困難かと考へます。ただ、これも問題になつておられます所得税について、事業専従者についての完全給与制というふうな問題が出てまいつておられます。それら

の問題を今後事業税の上においてどう処理をしていくかという問題が実は残されておられますが、そ

これらの問題も考えあわせまして、検討してまいりたいと思ひます。

○原田立君 税の立て方が違ふからいろいろ欠格者、資格のないような人についてもとつてかまわないんだ、また、そうでない逆の場合もあるんだ、そういうようなお話ですが、逆の場合というのは特例であつて、ほんのわずかであらうと思ひます。それよりか、そういう特例のことを引っぱり出して言うのではなくて、やはり収入が少ない人等に対しては、もつとあたたい思いやり等があつてしかるべきではないか。大臣も、新たに個人の事業税については十分な検討を加えなければならぬ、こういうふうに仰せになつておられますし、そういう面でのいわゆる青写真はお手前になつておるのでないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(藤枝泉介君) たとえば個人の事業税における事業主控除というやうな制度は所得税にはないわけでございます。事業税の性格として、こういうやうな事業主控除というやうな制度も入れて、できるだけ小企業者の負担を軽減しようと思つておるわけでございます。私が、個人の事業税について検討を要する時期に来ておると申し上げましたのは、この事業主控除というやうなものも、本年も二万円上げましたが、おそらく方向としては上げていかなければならない方向だと思ひます。その上、国税において専従者控除の完全給与制というやうなものがとられるといたしますれば、これについても、ただいま局長もお答え申し上げたやうに、必ずそれにならえといふことではございませぬけれども、そういう方向で進むだらうと思ひます。そういういたしますと、非常に小さな事業主、事業所というやうなものは、もう税がかからない程度が相当高くなるというやうなこともあります。また一面、税制調査会などでいふやうな外形標準、付加価値等の外形標準を事業税に持ち込んだらどうかというやうな御意見もありません。しかし、外形標準を持ち込みますと、個々の納税者に税額の激変がある場合もございしますので、こ

れらも慎重に考えなければなりません、そういう他方の要請というか意見もございします。それらをおあわせして、個人事業税について検討を加える時期であらうというふうに申し上げたわけでございます。

○原田立君 四十三年度においては、そういう点は十分加味されるんだというふうに考へていいのでしょうか。

○国務大臣(藤枝泉介君) いま直ちに具体的にどうということをおし上げる段階ではございませぬけれども、やはり事業主の控除であるとか、専従者の控除などというものは引き上げの方向で考へなければならぬではないかと考へております。○原田立君 給与所得者に対する課税が、他の所得に對する課税に比して重い、こういうふうにいわれております。何といつても給与所得の把握は確實であるし、どうしても給与所得に依存しやすくなつて、思ひ切つた減税に踏み切れないのではないかと、こう思ひ切つた減税に踏み切れないのは、来年から青色専従者控除による完全給与制、いま大臣が説明されたやうに行なわれるように、また認められるやうになつております。これは専従者の給与を契機として踏み切るといふことになるんではないかと。

○国務大臣(藤枝泉介君) 先ほど税務局長からお答えしましたやうに性格の違つた税でございますけれども、そのままたといふことばかりとは言へませぬけれども、しかし専従者の給与の見方というものを、國が一定の方向で見ることになるわけでございますから、やはり國の方針といふものは考へしなけれはならないのじやないか。ただ、しばしばお答えしておりますが、事業税は前年度課税でございしますから、四十三年から完全給与制が始まりました。○原田立君 住民税等について、いろいろな事由で三年も四年も取れない。實際取りに行つてみると、病人がいたり、非常に泣きつつかれたり、あるいは収入が非常に少なくて困つて、そういう

人もあります。ところが、欠損処分をやつていないものだから、係員が何度も何度も、わずかの金額でありながら、徴収に行くわけでありませぬけれども、三年とか四年とかたつたやうなもの、早目に欠損処分をしてやつたほうがいいんじゃないのか、こう思ひ切つたほうがいいんじゃないか。○政府委員(松島五郎君) 資力のない方についての税の取り扱ひの問題であらうかと存じますが、現在の住民税の規定にも、その他の税の規定にも、資力がないために税金を納めることがむずかしい方には減免をするというやうな規定もございします。したがうして、ただいま御指摘のやうな税金を納める負担力がないという方については、減免をするというやうな問題によつて処理するといふことも一つの行き方であらうと思ひます。また、現在地方税の中には滞納処分の執行停止という規定がございして、滞納処分する財産がないときとか、あるいは滞納処分することによつてその生活を著しく圧迫させるおそれがあるときとか、また、その人の所在なり、あるいは財産が不明であるときといふやうなときには、滞納処分の執行を停止するということになつております。三年間の執行停止をいたしましたこと、納税義務は消滅するといふことになつております。したがうして、事務的な手続の面ではそういうことを励行することによつて処理をしていくべきものかと考へるのでございします。

○原田立君 ちょっと午前中に引き続いての話になるのでありますけれども、均等割りの問題なんです、均等割りは府県百円、大都市は六百円、標準世帯で、その家族構成によつて違ひはありますけれども、七、八百円から二千円前後の負担であります。これをたいした負担ではないといふ議論もありませんけれども、實際今度の政府の措置で、教科書の無償配付も学童一人当たり八百円から千円ぐらゐなものをやつております。千円といふお金は金とも思わぬやうな人もおるし、その半面、また二百円、三百円の筆箱一つ子供に買つてやれないというやうな人もおります。これらの人から

も負担分任のたてまえから税金を取らなければいけないといふやうなことに、御説明によるものですが、非常に理解に苦しむわけでありませぬ。税制調査会が個人の均等割りについて、国民所得の上昇等に伴ひ、税率を調整すべきだと言つてゐるのは、単に税率を上げよといふ意味ではなくて、均等割りは取らないとか、あるいは何となくふうしろとか、そういう意味合いの調整といふことばであらうと思ひます。そういうふうな答申が出てゐるわけでありませぬけれども、均等割りについてもう少し前向きな施策は講じられないものかどうか、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(松島五郎君) 均等割りにつてのお尋ねでございますけれども、標準世帯で云々といふお話がございしましたが、標準世帯の場合には、納税義務者が、御主人なら御主人が納税義務者で、家族なり配偶者がそれぞれ控除の適用を受けるやうな場合には、これは納税義務者になりませぬので、均等割りはかからないと考へるのでございします。したがうして、一家で二千円といふやうなことは、標準世帯の場合にはないのではないかと考へます。ただ、一家のうち所得割りを納められるやうな方がたくさんおられます。場合には、それぞれ独立の納税義務者として課税をされますので、その場合には均等割りをそれぞれ別々に納めていただく、こういうことにならうと思ひます。

なお、現在の市町村住民税についての地方税法三十一條の規定では、均等割りを納付する義務がある控除対象配偶者又は扶養親族がおります場合には、一、條例の定めるところによつて、軽減することができるといふ規定もございしますし、そういうやうなことで配慮をいたしておられますので、一家で均等割りが非常な額になるというやうなことはないのではないかと考へております。○原田立君 ちょっと話の要点がまた変わりますけれども、先ほど少し申し上げたのであります。衆議院の附帯決議等により、四十三年には十

おります。そうすると約六百億ぐらいの不足というふうにも聞かれますけれども、それに対してどういうふうな手当てをなさるのか、お考えをお伺いしたい。

○政府委員(松島五郎君) 課税最低限の引き上げの問題は、しばしば論議をされているところでございますが、衆議院の附帯決議にも、明年度おおむね一万円程度引き上げを目的に検討しようというところでございます。で、かりに一万円ずつと申しますと、基礎控除、配偶者控除、扶養控除ということに相なりますが、引き上げということにいたしますと、おおむね本年所得税で給与所得控除が引き上げられますが、明年から住民税の計算に及んでまいりますので、それらを合わせまして、課税最低限は約十万円上がる見込みでございます。それによる減収は、ただいま御指摘のございましたように、基礎控除、配偶者控除、扶養控除の引き上げによる分が約三百十億円、それから給与所得控除の引き上げにより分が、平年度計算で大抵三百三十億円ぐらいでございます。合わせますと、六百億をこえる金額になろうかと思っております。

で、その財源措置についてどうかとお話でございますが、この引き上げの問題につきましては、そういった財源措置も含めまして、明年度地方財政にどの程度の影響が及ぶか、あるいは影響を及ぼさないでこの問題をどう処理すべきかというところを、あわせて検討してまいりたいと考えておる次第でございます。

○原田立君 その検討待ちということになるのでありますけれども、さなきだに地方財政の圧迫されていることは、すでに大臣もよく御承知のとおりであります。検討いたしますではなしに、何かともう方法等はお考えではないのかと思っております。その点腹藏なくお話し願いたいと思っております。
○国務大臣(藤枝泉介君) いま具体的に、それではこの住民税の課税最低限の引き上げに見合うこれだけの財源があるということではございませんが、これは国全体として、すなわち国の財政及び

地方の財政を含めて、そうしてその中で処理すべきものでございまして、午前中に申し上げました財源の再配分等ともからんで、しかし、地方の財源が圧迫されないような形で処理してまいりたいと思っております。

○原田立君 よくわかりませんが、次の問題に入りたいたいと思うのです。

水田蔵相はきのうの委員会ですか、電気ガス税を漸次軽減していきたいと、こういうふうな言っております。前々から委員会でもいろいろ問題になっておりました。この税率を五%ぐらいいままで引き下げたいと自治大臣はさきに言っておりましたけれども、現行七%ぐらいでとまっています。一体どうして五%までのめどを考えておられたのが、七%にとまってしまうのか、その点はいかがでしょう。また、電気ガス税は廃止するというお話もありましたけれども、一体どういうふうな順序で廃止の方向に向いていくのか、お伺いしたい。

○国務大臣(藤枝泉介君) 私は、私の記憶に誤りがなければ、五%にしたいと申し上げたことはいないと思っておりますが、ただ、この電気ガス税については総理が参議院の予算委員会において、これはできるだけ早くやめたいというお答えをしておるわけでございます。したがって、私も、私どもとしまして、そういう方向で考えなければならぬと思っております。ただ、御承知のように、六百億をこす市町村税の中の相当基礎的な税金でございますから、ただ廃止するというわけにもまいらないわけで、総理のお答えがありました際に私申し上げたのは、よき他の財源を考えつつ処置するわけでございます。住民税の課税最低限の引き上げ、あるいはこの電気ガス税の軽減、さらには廃止等につきましては、やはり根本的に、国の財政の中でいかなるものがこの引き当てに考えられるかということを検討しなると、地方の財政に非常な影響を与えることになるわけでございます。そういう方向で考えておるといふことを

申し上げておるわけでございます。

○原田立君 総理も悪税であるというふうな意味合いのお話もなさっておられるし、実施の庁であるところの自治省のほうで、ただ検討中でございます。またこれに見合った税源がないので、何ともはや明快な答弁はできないというふうなことで困る話であります。予算委員会での首相の発言というの、これは国民に対する宣言であるというふうな受け取っていいのであろうと思っております。もうちょっと掘り下げた内容のものがなければいけないんじゃないか、こう思っておりますが、いかがでしょう。

○国務大臣(藤枝泉介君) ただいま申しましたように、これを軽減あるいは廃止しなすれば、地方財政にたいへんな影響を与えるわけでございます。したがって、これは明年度の国の財政との見合いを考えなきゃならぬわけで、そういう意味で、来年度の国の財政がどのような形になるのか、その中でどれだけかきけるのか、そういうことをあわせ考えなければ、いま、それではこういう財源でこれの埋め合わせをいたしますというふうなまでに至っていないことを申し上げておる次第でございます。

○原田立君 固定資産税については、新評価額に近づいたため、昨年はいろいろ調整措置がとられたわけですが、当委員会で附帯決議等をつけて、当時はいろいろな大きな議論を呼んだわけですが、これはこの問題についてさっぱり影をひそめているので、一体どうなっているのか、国民自身がわからなくて困っているんじゃないか、こう思っております。附帯決議に対して政府はどのような措置を検討しているか、その状況と、来年度の税制改正にあたってどのような方針で臨むのか、この二点についてお伺いしたい。
○政府委員(松島五郎君) 附帯決議がございまして、税制調査会の長期税制の審議にあたっての問題点の一つとして御審議をいただいていたので

でございます。で、それにつきましては、先生も御承知のとおり、税制調査会では、「固定資産税については、昭和四十一年度から新たな土地に対する負担調整措置が講ぜられたことでもあり、当面この調整措置による税負担の均衡化を進めることが適当である。しかし、将来の問題としては、土地価格の推移、負担調整に伴う税負担と国民経済や国民所得の動向との関連、国税と地方税を通ずる税体系中に占める固定資産税の地位等を勘案して、税率、免税点等についても検討すべきである。」という答弁をされているのでございます。すなわち、いまさしあたっては負担調整措置が始まったばかりだから、しばらくその推移を見て、その結果を基礎にして、将来税率なり、あるいはその他の措置を検討すべきである、かような結論をいただいているのでございます。で、私どももいたしまして、そういったことから、この線に沿って今後検討を進めてまいりたい、かように考えております。

○原田立君 国有鉄道の資産に対する評価の手続が、法律の定める手続と異なることが本委員会では指摘されたわけですが、その後自治省としてはどういう検討をなさっておられますか。

○政府委員(松島五郎君) 固定資産の評価基準によつて評価するという問題でございますけれども、実際問題といたしまして、膨大な資産で、その所在も全国にわたっております関係上、やはり手続の面から申しまして、台帳価格を中心にしていかざるを得ないのではないかと考えております。一方にあるわけでございます。また、市町村に対しては交付金につきましては、個々の資産の価格の評価の適正化ももちろん重要なことではございますが、全体としての評価がどうあるかということもまた忘れてはならないことであらうと思っております。そういう意味合いでは、御承知のとおり、国鉄の資産につきましては、国会へ財務諸表の報告というふうな形で提出されておるいは公認されたものでもございますので、これによつて現在評価を進めているわけでございます。

なほ、昨年鈴木先生から御指摘のございました点につきましては、それでは法律を改正して、国鉄の評価、あるいは専売公社なり電電公社の資産の評価は、財産台帳に登録されたものをそのままとるといふふうにするということも一つの行き方であろうかと考えるのでございます。しかし、やはり評価基準というものが一方にあります以上は、かりに具体的な問題として適正を欠くものがあったならば、やはり評価基準に戻って問題を処理していくほうが適當だという考えもございまして、ただいまのところは従来の方向に従ってやると、かような現状でございまして。

○原田立君 最後にもう一つ、住民税は過年度徴収というんですか、前年度徴収というんですか、そういうふうなことで、現実の問題として、前年に非常に高額所得があった、ところが社長をやめた、その収入に非常に急激な変動があったと、こういう場合、前年度の額によって徴収すると、現在の収入と非常にバランスが狂ってくるわけですね。こういう例は非常に多くあるんじゃないかと思うんですが、これについて、現年度徴収ですか、そういうふうなこともいろいろ議論されているやに聞いておりますけれども、いかがなものでしょうか、今後の方針をお伺いしたい。

○政府委員(松島五郎君) 税はその支払いの財源と申しますか、いわゆる所得の発生した時期に最も近い時期に納めていただくことが、納税者にとっても納めやすいという意味で、また税の負担が実際に即するという意味でも適當であることは御指摘のとおりでございます。そういう点から、所得税のようにそのと、そのと、あるいはそのとき、そのときに発生した所得を直ちに課税の対象にしていくほうが、税そのものとしては、納税者のために合理的であろうと考えるのでござい

ます。ただ、これは技術的な問題となりますけれども、現在の住民税が市町村税として、あるいは府県税、特に市町村税の部分は標準税率の制度をとっておりまして、この前鈴木先生からも制限税率が高過ぎるといふ御指摘がございましたけれども、

も、いずれにいたしましても、標準税率、制限税率というものがございまして、税率をある程度動かすことが市町村の意思によって可能な制度になっております。そこで源泉徴収というふうな場合を考へますと、一つの会社なり事業所につとめております人が、その住んでおります町なり村なりによつて、同じ所得に対しても税率がそれぞれ違うという場合がありますので、実際問題として、徴収事務を取り扱います会社なり事業所の負担というものは、たいへんなものになる場合も予想されるわけでございます。また、給与所得者以外の方にございましては、申告納税の制度をとってまいらなければならぬというふうなこともなるわけでございます。また、申告納税の時期が、ちよと所得税と同じような時期に集中するということになりまして、はたしてそれが円滑に進み得るかどうか、所得税のほうの申告と住民税の申告が違つていられるとか、違つていないとかいうような問題がいろいろ出てくるというふうな場合も予想されるわけでございます。そういう点で、技術的にかなりむずかしい点がございますので、私どもも、御指摘のとおり、なるべく所得が発生した時期に近いところで税金を納めていただくのが合理的であると考へて、いろいろ検討はしておりますけれども、これはそういう技術的な問題を幾つか解決をいたしましたせんと、直ちに現年課税のほうに前年課税より合理的であるということでも踏み切るというところは、また市町村の税務行政の上にも大きな混乱を起すことともなりますので、私どもは、ただいま御指摘になりましたような問題を念頭に置きながら、検討を続けている次第でござい

ます。

○原田立君 では具体的に、いまのお話ですと、非常に処置、方法がむずかしい、むずかしいからあまりうまくいかないだろうというふうなことがありますが、現にそういうふうな給与の所得の変動が非常に激しかったような人に対する減免措置といふものはあるのですか。

○政府委員(松島五郎君) 前年中に非常に大きな

所得を持っておられて、今年度に全く無収入になった、あるいはそれに近い状態になったということでも納税が困難になれば、それは減免の対象になるものも考へております。

○原田立君 きょう午前中からいろいろお伺いしているわけですが、地方財政が非常にきびしい状況にあることは、すでに大臣も御承知のほどであります。いろいろと審議している中に、検討中であるとか、あるいは努力不足であったとか、こういうふうな、お伺いしてもよくわからぬような問題が多々ありました。地域住民の福祉の向上というふうな意味も含めて、今後の地方財政について、あるいは地域住民の福祉の向上のために、自治省としては、その二つの面をあわせて、今後どういふ方針で臨まれるのか、最後にお尋ねいたしておきます。

○国務大臣(藤枝泉介君) 午前中にも申し上げましたが、やはり中央、地方を通じて事務の再配分、あるいはそれに伴う財源の再配分、これをやらなければ根本的な解決になつてこないと思ひます。そして、そういうことによりまして、地方自治体がその特性に応じた行政ができるよう、そういう財源の配分ができれば、今後持つていきたい、また持つていかねばならないというふうに考へておるのでございます。

○鈴木壽君 関連して、さっきの原田さんのお尋ねと、それから局長の答弁に関連してちよつとお伺いしたいのであります。これはあとで交付金の法律改正案の際にも触れたいと思つておられたのであります。いま申し上げましたように、原田さんからも指摘がありましたし、お答えの中に私の名前まで出てきておることから、ちよつとちよつとお尋ねいたします。関連という意味で簡単に聞きたいと思ひます。

台帳価格をやつておるのだ、こういうことだと思ひますが、そのとおりですね、局長いかがですか。

○政府委員(松島五郎君) 台帳の価格を基礎にしてやつております。

○鈴木壽君 お話の中にありましたように、私も去年この点について、当時の細野局長には若干お尋ねしておるのでありますけれども、また意見も述べたのであります。これは大体違つた扱いを従来からやつておる、これは大体違つた扱いを従来からやつておる、これはやほりこで問題にするというふうな意味ではなしに、ほんとうにこれは検討してみなければならぬのじゃないだろうか。交付金の法第七條、第八條、特に第十一條の公社の固定資産の価格の配分についてはどうするのだというところがちゃんと書かれてある。それが従来一回も行なわれていない。それが実際からして、どうしても膨大な資産といふんですか、しかも全国にまたがっている資産、種類においてもいろいろあるという、こういう場合、なかなか新たな基準によつて評価し直すということはたいへんなことであるというところは、私はわかります。しかも、そういうやつた評価と、それから台帳価格によつてやつたものと、どういふ差異が出るかということについても、いまにわかにはつきりした結論は私に出せないのだと思ひますが、いずれにしてもそういう問題がある。もうどうにもならぬというならば、やはりそれならそれなりのことをやつておかないと、だから法律の條文の第十一條をすぐ変へなくても、附則何かかどうしたって、自分の間こうするよりしかたがないということをやつておる、何をかやらないと、もう税のことについては、こまごま法律がこうだ、解釈がこうだといつてやつていながら、こういう問題になるときわめてルーズだといふことは、私は許されないとだと思ふのだ。何も評価がえをしてよけいとれとか、他の公社からもよけいとれといふようなことは、そんなことを言つても毛頭ありません。

ん。けれども、しかしたてまえとして私は、こういふふうにあるからには、そのとおりやるべきが筋であろうと思ひ、また、それが、さつきも言いましたように、実際、問題としてやれないのだ、やってもまたこういうマイナスが出てくるのだというふうなことがあつたり、じゃあ、いまやっておるような方法で当分やっていくのだといふことを、どこかやはり逃げ道をつくっておかないで、このままにしておくという事は私はおかしいと思ふ。そこら辺どうですか、大臣、これは私大事な問題だと思ふのですよ。

○政府委員(松島五郎君) 先ほども申し上げましたように、実はこの問題、昨年御指摘をいただきましてから、私も内部でもいろいろ検討を続けてまいりました。現実の問題はもう先生御承知のとおりでございます。そこで、法律なり手続なりを現実に合わせてという以外にはほかないのかどうか。すなわち、実際問題として、公社等が申告します台帳価格をとる以外に、ものによつて一つ一つ評価していくことが可能かどうか、まずこの検討から始めたいわけでありまして。しかし、実際にやってみますと、全国に散らばつてゐる財産について一つ一つ自治省がやる、あるいは市町村がやっても、言うべくして実現しがたい。そうなりますと、むしろ法律なり、それらの現実と合わせることでどうかということ、次の段階で検討いたしました。法律に合わせてということになりました。現在の評価基準に従つて評価するといふ規定を削除するなり改めるなりして、台帳価格によつて評価するといふ法律の改正がひとつ考えられます。もう一つの改正、考え方としては、評価基準によつて書いてあるから、評価基準の中に、国鉄の資産なり、あるいは電電公社の資産は台帳価格をもつて評価額とするといふ、評価の仕方を評価基準の中に書いてどうかという問題もありません。しかし公社は、いかにも評価基準といふものをこまかしてゐるような感じがいたしました。それはまあ何ら問題の解決にはならぬじゃないか。そうなりますと残される問題は、法律を改正

して、公社等の資産については台帳価格に、あるいは申告された台帳価格によつてやるのだ、こういう書き方をするのが一番適当かと考へるのであります。そうなりますと、それではなぜ公社の資産だけが許されるかという問題が次に起こつてまいります。現実がそうだからしょうがないじゃないかというだけで、私どもとしてもなかなか法律を改正するところまで踏み切れないままに今日に及んだわけでございます。ただいま御指摘のように、当分の間どうするのだという書き方もあるいはあろうかと思ひますので、引き続き検討いたしたいと思ひます。

○鈴木壽君 他とのバランス、あるいはこの交納付金のたてまえからしますと、これを簡単に、また、いまの十一條を書き改めて、台帳価格にするのだといふことも、私もいやです。いやですばかりでなしに、やはりバランスの上から言つておかしいと思ふのです。ですから、それはそれとして、したがつて、将来やつぱりたてまえとしてはいかがいふのだ、そういう意味で、この法律十一條はそのままにしておいて、そうしてしかし、実態は何といつたつて一々やつておれませんか、やれないし、当分の間やむを得ざる一つの措置として、現実と少し妥協することになるけれども、当分の間どういふようにするのだといふことで何かあればいいと思ふのです。それを全然なしに、法律はこうだ、しかし実態はこのほうがいい、この前の細郷さんなんか、いまのほうがいいのだといふようなことも言つておつた。それは別として、いまの実際やつておることでもいいのだといふこともおつしていましたが、しかし、それは問題にするつもりはありませんが、それはそれとして、いずれにしても、何かあまりに法律にきめられておるそれと、実際のやり方が違つておつて、それでしかたないのだというふうなことは、やはり許しておけないだらうと思ふから、私はそういうことはあえて一つの私案みたいなことを言つて、はたしてそれが附則にうまく書けるかどうか、これ私しろうとですからわかりませ

が、その程度のことなら附則につけてもいいじゃないかと思ふのですがね。当分の間云々といふことで、どの程度続くか問題ですが、いすれ何かなとこれおかしと思ふのです。そういうつもりで、いま御検討いただくといふことですか、ひとつ大臣、これ私、あまりあらわに何で何かんだと言つて、けしからんとか何とかという気持ちで申し上げてゐるのではありませんか、そこひとつほんとうに十分御検討願つて、何かもつともまい方法があるのじゃないだらうかと思ふから、それについての措置をやつていただけようにしていただきたいといふことだけにしておきます。

○林虎雄君 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正に關連して、若干質問いたしたいと思ひます。
○政府委員(松島五郎君) この市町村交付金と納付金と二つに分かれておまして、交付金は、国の財産あるいは地方公共団体の財産について納めていただくものでございますが、それがさらに貸し付け財産、国が有料でもって他に貸し付けている財産等について納めてもらう。それから空港用の資産、それから国有林野、発電所、変電所及び送電施設用資産、それから今回提案を申し上げております水道施設用の土地、こういうのが交付金でございます。その貸し付け資産、まず第一番目の貸し付け資産につきましては、国の財産で貸し付け資産になっておりますものが国有貸し付け資産といふことでございまして、これが交付金の収入にいたしました。昭和四十二年で十四億四千万円でございます。それから同じく貸し付け資産で公有の貸し付け資産、つまり地方団体が所有しておりますものの貸し付け資産は四十二年で六億七千七百万円でございます。

十二年度で二億三千九百万円でございます。それから国有林野の土地につきましては交付金が昭和四十二年九億三千六百万円でございます。それから発電所、変電所、送電施設等の資産が、昭和四十二年で四億三千四百万円でございます。それから水道用施設の土地の今回新たに入りまものが一億四千万円でございます。それから三公社の分につきましては、納付金といふことで納めていただくわけでありまして、日本専売公社の分が五億四千八百万円、日本国有鉄道が九億二千一億八千万円、それから日本電電公社の分が九億五千四百万円でございます。これら市町村交付金のうち、市町村交付金総額が、合計いたしまして三十八億三千万円で、納付金の合計額が二百二十億八千二百万円、全体を通じまして二百五十九億一千二百万円の見込みでございます。

○林虎雄君 この対象となる市町村数といふのは、どの程度になりますか。
○政府委員(松島五郎君) 一つ一つ、まあ数をいましておりましたが、国有鉄道などございまして、ほとんど全市町村に及んでおると思ひます。
○政府委員(松島五郎君) 一般会計では、国会、裁判所、内閣、総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林省、通産省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省、会計検査院、ほとんどの各省に及んでおまして、これは主として宿舍の關係の交付金でございます。そのうちで一番大きなのは、総理府の一億五千四百万円、大蔵省所管の六億五千万円がおもなものでございまして、それから特別会計でも造幣局、印刷局以下、国立病院、国民年金、食糧特別会計、国有林野特別会計、アルコール専売特別会計等、非常に数多くにわたつておまして、特別会計所管の分が、国有林野を含めまして十三億二千万円になつてお

りませんが、国有林野を除きますと、特別会計分では三億二千万円でございまして、これも大体宿舎関係でございまして。

○林虎雄君 この国有林野の問題ですが、これはむしろ林野の宿舎というほうでなくて、国有林野のものが市町村に所在している資産としてあるわけですね。これがまあ全国的に見て相当大きなものであらうと思ひますが、これらの交付金ですね。交付金の算定にあたって、何か三年ごとには経済情勢とにらみ合わせをして改定するといふようなことを聞きましたか、そうなっておりますか。

○政府委員(松島五郎君) 一般会計に所属いたしております資産につきましては、国有財産法に基づきまして五年ごとに評価がえをいたすことになつておりまして、最近の評価がえは、四十一年の三月三十一日に行なつております。本年度の交付金算定は、それを基礎にいたしまして算定いたしております。国有林野等の特別会計に所属しますものにつきましては、それぞれの特別会計の判断によつて評価がえを行なうことになつておりまして、国有林野につきましては、実際現在台帳に登録されました価格は、昭和二十九年の価格でございまして、その価格は三百五十億ばかりでございまして、しかしこれはまあ実態に即しませんので、交付金法の規定によつて、その価格が実態に即さないときは各省、各庁の長は別に価格を当該関係市町村に通知することができるといふ規定によつて、実は交付金そのものを増額いたしました交付金をもつて、現在までいたしておるわけにございまして、大体ここ数年間、毎年幾らかずつ上げてまいりまして、本年度も昨年度に比べまして約二割程度の増額をはかつております。

○林虎雄君 国有林野の所在市町村でなければ、おおむね貧弱町村であることは想像にかたくないわけですが、まあ、ある町村などは八割が国有林野であるという町村があるわけですね。そこで、その交付金の算定の基準といふことが、評価といふことが、五年ごとに評価がえをするよ

うでなければ、もともと低過ぎはしないかといふふうな感じをいたすわけですね。これを他の税で、ね、国税なりその他の税と比較いたして、交付税の延び率といふことが、その比較はどうなつておりますか。かなり低いんじゃないかと思ひますか、どうですか。

○政府委員(松島五郎君) 現在国有林野では昨年、低いという問題もございまして、全面的に評価がえをしようといふことで、一応の調査をいたしました。評価がえは現実まだ行なつておりませんが、大体反当たり二千円、千九百五十二円くらいになるという見込みでございまして、ただ現在は、そこまで合帳を直しておりませんが、毎年少しづつ交付金額を増額しながら、その増額したのももつて価格の修正という形でやっておりますので、そこまでいっておりませんが、本年度の交付金額を基礎にして計算をいたしますと、反当たり九百円の評価になるという見込みでございまして、それに対して、一般の民有林の評価額は三千四百円にございまして、大体そういうこととござい

ます。○林虎雄君 いまのような御説明でありますので、当該市町村とすれば、引き上げ方を妥当に持つていくような要望が強いのでありますので、御検討していただかなければならないと思ひます。

そこで、今度の改正案を見ますと、一つは、地方公共団体が所有する水道施設または工業用水道施設の用に供する土地を新たに市町村交付金の対象としようといふのが一点、他は、国有鉄道

の納付金の減額といふことが、算定標準額を低くすることのようによつて、改正の第一の地方公共団体といふのは、おおむねあるいはこれに類似する、何といふか、組合的なものを意味していると思ひますが、そう解釈していいですか。

○政府委員(松島五郎君) 地方公共団体は文字どおり地方公共団体でございまして、ことばの上

では全部含まれるわけにございまして、交付金の対象と申しますか、交付金を支払う団体としておまなものは、工業用水道関係ではほとんど県でございまして、それから、水道関係でも大部分が東京都で占められておりますので、一般の市町村では、もちろん多少はございまして、まあ十

万円とか十五万円とかごくわずかな額のものが多いという状況でございまして。

○林虎雄君 このほうはわずかでありまして、けれども、一億四千万円ですか、程度の増収といふか、ふえるわけですが、逆に改正の第二点であります日本国有鉄道にかかる納付金は、その価格の三分の一の額をもつて五年間は納付する標準額とするといふことになつております。その結果、三億五千万円といふものは、国有鉄道がいろいろ理由があつて、他の地方鉄道との関連もあつて、これを低くするといふことの内容のようでありまして、結局は、これに關係してあります市町村は、三億五千万円程度のものが収入が減るわけですね。したがつて、これに対する国としての何か対策といふか、措置を考へておられるわけですか。

○政府委員(松島五郎君) もちろん地方団体の収入が減るわけにございまして、これは考へなければならぬ問題だと思ひますけれども、一つには、この法律は、今後できます新しいものについて軽減をしようといふこととございまして、いわば一方において資産がふえることによつて収入がふえる、そのうちの一部分を軽減に充てていきたいと、こういうこととございまして、あるものがなくなつていくといふ意味の減収とは多少性質が異なるかと思ひます。しかし、それにしましても、当然得られるものが得られないといふこととございまして、何らかの措置を考へなければならぬところではございまして、金額も御指摘のとおり三億五千万円程度でございまして、地方財政全体の問題として処理いたしてまいりたいと思ひます。

○林虎雄君 前にちよつと戻りますけれども、国有林野、それに類似したものもあらうと思ひます

けれども、そういうものの評価がえといふことが、反当たりの評価について一応の調査されたようでありまして、この引き上げといふことが、改定については、自治省だけでこれができるわけではなくして、やはり関係の省、たとえば国有林野とすれば農林省でありますか、そういうところと折衝が必要だと思ひますが、そういうことやりますか。

○政府委員(松島五郎君) これは国有林野特別会計から実際には支払われておりますので、毎年林野庁にはこの増額について要請をいたしてございまして、昭和三十九年には一億八百万円、昭和四十年には五千万円、昭和四十一年度には一億四千万円、今年度は一億五千万円といふように、毎年林野庁にも努力をお願いしているわけにござい

ます。○林虎雄君 いまのお答のようになん年々交付金がふえていくようですが、もともと低いので、ふえ方が小出しにふやしているのではないかと、いふふうにも推測されるわけにございまして。前に申し上げたように、国有林野等の所在の町村財政は非常に貧弱でありますから、財源難で、これがひとつの弾力のある財源として考へておる町村も相当あると思ひますので、この上にも適正な評価を、評価の実現をお願いいたしたいと思つております。

○鈴木壽君 いまの交付金のことで、一つは国有林野にかかるといふこと、いま林先生からいろいろとお尋ねやら御意見がありましたので、長いこと評価がえをしないで、おつて、そして昨年三月より早く評価がえをしたと、こういうこととありまして、この問題は、長いこと、いつでも交付金の問題が、いろいろ議論になつたことに出た問題で、何のかんの言つてやらなかつたものが、昨年行なわれたと、こういうこととありますから、まあそれはそれとして、今後他の固定資産税の際の山林の評価、こういうものが三年ごとに行なわれなければいけませんから、かりに三年の時点が、ちよつと一緒にならなく

でも、そういう機会と大体歩調を合わせて評価がえをやはりやってもらつて、納めるべきものは納めるし、交付すべきものは交付すると、こういうふうにはやはりきつちとやってもらわないと、実はきよ林野庁に来てもらえばよかつたのですけれども、ひとつ大臣も十分心得て、この点について今後の問題として、嚴重に林野当局にお話ししていただきたいと私思ひつてあります。おそらく四十一年にやつた、またこれから五年、七年たつても一向変わらない、こういうことが起こるのではないかと私、変なことでありますけれども心配するのです。現に二十九年にやつて、その後の評価がえをしておらないと、こういう十年以上そういうことをやつておられますから、多少手心を加えて交付金を多くしたとか何とかいうようなことがありまして、それはほんとうにこそくなく手段であつて、ほんとうの意味のこの法にあるような評価のしかたをして、それによつて交付金を出すのと、こういうことではなかつたのでありますから、どうかひとつ、くだいようでありますけれども、その点について大臣の善処方をお願いしたいと思います。

それから国有鉄道の今度のいわば軽減措置ですね。これも無理もないと思ひますが、ただ今回地方鉄道に対しての固定資産税の負担の軽減措置をとられたのは、いわばいま問題となつておる交通安全対策の一環としてとられる交通安全のための施設、跨線橋とか、あるいは隧道とか、そういうことですね。そういうことに對して、地方鉄道に對しては軽減措置をとつていますね。法改正のこれを見ての了解ではそつだと思ひますが、ところが国鉄のやつは、もつと何となく、新設された線路設備にかかると、こうなりますから、必ずしも私鉄に對して行なわれた安全施設等に對するそれとは範囲が一致しないで、もつと広がつたものになつて負担の軽減措置が行なわれているといふふうに見たのですが、そこら辺どうです。

○政府委員(松島五郎君) 御指摘のとおりでございます。私鉄につきまして今回取り上げましたものは、跨線道路橋でございますとか、地下道でありますとか、そういうものと、あるいは自動列車停止装置というふうな交通安全対策上ぜひ必要なものについて、固定資産税の軽減をはかつていきたい、こういう考え方で改正をお願いしておるわけでございます。

一方、国鉄につきましては、新設の国鉄の資産について課税標準の特例を設けていこう、こういうことでございませう。

それじゃ国鉄だけな全体に減税をするのか、こういう問題でございますが、私鉄につきましては、御承知のとおり、新線建設につきましては五年間三分の一、あとの五年間三分の二にするというので軽減措置が講ぜられておるわけでございます。国鉄のほうから申しますと、国鉄が公共的機関として、輸送力増強という国家的要請にこたえていかなければならないのに、私鉄については少なくとも五年間三分の一にしてはいるのに、国鉄がその恩典がないのが不均衡である、こういうふうな御主張もございました。それらの事情も考慮しまして、せめて最初の五年間は私鉄並みにして軽減をはかるというのが今回の改正の趣旨でございます。

○鈴木壽君 この安全施設等に對しては私はもつと徹底して、これはいつまでもということでもないのですけれども、こしはばらくの間は、何といつても私鉄なり国鉄なり、一生懸命こういふ安全施設に對してのそれをやつてもらわなければいけませんし、そうした場合、ですから私は、むしろこしはばらくの間は、全然納付金なんかの對象にしないというふうな措置でもいいと思ひますが、まあいづれにしても、地方鉄道についてはそつだけれども、国鉄の場合にはそれ以外のものにもというふうなところで、ちよつと私奇異に感じたわけなんです、これは今回の改正案それにならうというよりも、むしろ、それもありませんけれども、すで行なわれておる私鉄に對するそういうことにそろえようと、まあこういうことだといふふうに理解していいですね。

○政府委員(松島五郎君) そのとおりでございます。す。これはあとでもつけようでございます。局長のほうへお願いしたいのですが、さつきの国有林野の交付金のこの数年間、三十五年あたりからの推移を簡単に総額だけでいいですから、あとで告示をいただきたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(松島五郎君) 資料として提出いたします。

○鈴木壽君 また戻つて恐縮ですが、国鉄ではこの納付金に對して大きな不満を持つておられますね。百億以上もの納付金のために、さなきだに苦しい経営がたいへんだ。こういう性質のものに納付金を納めさせるとは何事だといふことが、毎年のように一般PR用のあつたものになつて書かれておるのですが、どうですか、大臣、政府部内での扱いについて、いま申しましたような国鉄の不満といつたら変になります、そういうふうな声をもとに何か検討なさつたことありますか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 私運輸大臣のときにその主張をした者の一人でございますが、しかし、それはほとんど全国の市町村にわたつて納付されておるものがございますから、地方財政に急激な変化を及ぼすわけにまいりませんために、国鉄側とすれば、そういうものを負担することによつて、非常に苦しい財政の中で相当の金額になるということ、これを何とかしてくれないかといふ主張をいたしておるわけでございます。したがつて、これを解決するのは、やはり市町村のそつだした期待をいたしておる納付金の財政をくずさないでやるといふことになれば、何かこれは国鉄に對する例の國の出資の問題等ともからんで、やはり国鉄に國の財政が何らかの援助をいたさなければ解決をしないのじゃないか。そういうことで、この国鉄の財源の問題ともからんでいろいろ論議をいたしておるところでございます。

○鈴木壽君 まあ論議なさつておる、それはそれでしよが、こういう形の公社等の納付金として、やはりあくまでも存置すべきだといふ前提に立つのか、やはりどうもこれはぐあいが悪い、整理の悪税論じゃないけれども、どうもぐあいが悪いが、しかし、かわり財源がないから、どうもちよつと困るのだ、こういうふうであるのか。私はやはりいまの段階で国鉄からそういう声が出ておるところから申しますと、単に国鉄が赤字であるとか赤字でないとかいうことを別に、公社あるいは國の資産等に對するこういう交付金、納付金の制度そのものについて考えるべき段階ではないかといふふうにおもひますか、やはりそれは考えた結果、いや、このままでもいいのだ、たてまえばこれでいいのだ、こゝろいかもいれませんが、何といひますか、初めから国鉄の言うのはもつともだから、何とかかわり財源を見つけたらはずしたいといふことで検討するの、そこら辺の出發が私はやはり大事だと思ひますが、そこら辺はどうですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) やはりこれは国鉄が鐵道を敷いておる、もしそれがなければ町村は固定資産税が入るといふものでございませうから、この納付金の制度といふものそのものは存続するべきじゃないか。ただ国鉄がいろいろその金額が非常に多くなつて、財政上にも問題があるとすれば、国鉄に對して國の財政が何らか見えていくといふたてまではないかと思つておられます。

○鈴木壽君 同じような、同じようなといつても全く同じといふことではないでしようけれども、今回新しくできました水道施設用の土地、こういうのに交付金を出すというのに對して、いわば水道の業者、公営企業の側でだいたい反對いたしましたね。ちよつとこれは似たケースだと思ひます。結局やむを得ないといふことでおさまつたようでありませうけれども、だいたい反對があつたから、当然何かの形でそこに資産があつた場合に固定資産税が加わるんだ、それがたまたま公社のもの、あるいは国有のその他の資産、あるいは特に水道の公営企業のそういうものだと、いふこと

で、交付金なり納付金なりというものを——一応私はたてまえとしてはそれでいいと思つてきたけれども、しかし、やっぱりここでちょっと根本的に考えてみなければならぬんじゃないだろうか、こんな感じですか。だから、ちょっと私自身も、やめるのか、あるいはやめないのか、そこら辺も、従来のままでこれなんだと言つていいのかわるかというところについては、多少検討を要する問題があるというふうな考えをしております、そういうことをお聞きしておるわけなんです、そういうことからその点はよろしくごさいます。

○松本賢一君 この法律の沿革というか、できたときのことから言うと、これは地方の財政を援助するということから強かつたと思ふ、いわゆる基地交付金というものと性格はやや似ておると思ふんです。ところが、この税金は基準財政収入額に加えらるんです。基地交付金のほうは基準財政収入額に加えられない。一方は加えられるが一方は加えられない。そうすると地方自治体から申しますと、その違いは大きいんです。ありがたみが非常に少ないわけなんです。しかも、さっき林さんの御指摘がありましたように、大きな国有林さんがべらぼうに安い評価のままで置かれておつて、そうしてせつかく入つたばかりの税金も基準財政収入に加えられるというふうなことがあるわけなんです。そういうことで、私は非常に中途はんばな存在だと思ふんです。そこらのところ、どうですか。もう一つの基地交付金とどうしてこういふふうな扱いが違つてきたのか、その根拠はどこにあるのか、ちょっと御説明いただきたい。

○政府委員(松島五郎君) 御指摘のとおり、この法律ができましたのは昭和三十一年、基地交付金ができましてのは三十二年、地方財政が非常に窮乏した当時でございますから、できるだけ地方財源を強化するという意味も含めまして、こういう制度ができたのだと考へるわけでございます。

片一方が、すなわち交付金のほうが基準財政収入額に算入されるにもかかわらず、いわゆる基地交付金のほうは基準財政収入額に算入されないのはどういふわけかとお尋ねでございますが、この交付金のほうは、一般的に全国の市町村に及んでおまして、一般的な収入としての地位を強く持つていて、そういう意味で、基準財政収入額に含められるということは、別の面からいへば、基準財政需要額がそれだけ増額されていくというところになるわけでございます。その辺の調整が可能である。ところが基地交付金のほうは、特殊な市町村、特殊な財政需要に対応するものでございまして、交付金の計算上、御承知のように、単位費用に一定の数値を掛けていくという機械的計算では、なかなかそういう特殊な事情に及ばず市町村の特殊な財政需要を捕捉するということには困難である、そういうこともあつて、基準財政需要額そのものをそういう意味で増額するということが困難でありますために、基準財政収入の中に入れてない、こういうことになっておると考へております。

○松本賢一君 これをやっていると議論になつてしまふのでやめますけれども、要するに中途はんばだと思ふのです、この交付金と申すのは、だからもう少しその評価を適正にやるといふことには、それとも助成金的な思想になるか、どつちかにひとつ決定していただかないか、おかしなものじゃないかと思ふのですが、そういう点ひとつ、また研究といふことになるかもしませんが、とくと早急に検討していただいて、何とかもうちょっとちゃんとしたものにしてもらいたいと思ふわけなんです、それだけ。

○国務大臣(藤枝泉介君) 結局、先ほど来御質問のありました、御意見もあつた国有林の評価などを徹底的にしていくことだと思ひます。基地交付金のほうは、やや迷惑料といひますか、そういう性格が相当入つておるのじゃ……。○松本賢一君 国有林だつて迷惑料ですよ。○国務大臣(藤枝泉介君) だろーと思ひますが、

単に存在するということじゃなくて、それが存在することによつて騒音がある、あるいは爆竹があるという、そういうものもあつて、多少ほんとうの税見合ひの収入とばかりいえない面があるという点も、基準財政収入額に入れられない一つだと思ふわけでございます。いずれにしましても、その中に国有林等の評価を適正にして、そうして特に御指摘もあつたように、山村地帯が多いのでございまして、そういう面からの充実ははかつてまいりたいと思ひます。

○松本賢一君 そういう評価を適正にするということをはんとやつていただければそれでいいと思ひます。それは国有林のみならず、全般にどうも評価が低過ぎるのじゃないか、それによつてこうむる、出すほうの損害というか、いまの国鉄の問題等出ておりましたが、それはそれでまた別に考へるべきものでないのじゃないかと思ふわけなんです、その点ひとつよろしく願ひいたします。

○鈴木壽君 それから大臣ね、やはり固定資産税に見合ふものだとおつたことに徹すればどうかということですが、もしそうだとすれば、お話しのように、また松本さんからお話があつたようにやはり適正な評価、他の固定資産税において行なわれる評価、かりに三年ごとにするなら三年、それは国鉄の場合だつて、むずかしいといつたつて、これは一つ一つについて値段をきめるということ、なかなかむずかしいかもしれないけれども、ある程度の、償却の度合いなり、そういうものから評価はできてくると思ふのです。比例的に何かやれば、そういうことでもやつて、びしつと評価をするんだと、こういうことではないか、何か役所というか、国のものには何かおまけがついていて、あるみたいで、そうでないものは、びしびし取るんだというふうな感じを与えますし、そこら辺、くどいようでありますけれども、もう少し検討して、びしつとするならすると、さっきの御検討願ひたいといふことは、そういうことも含めて、この交付金というもののあり方、性格というものを

をびしつとすべきではないだろうかということを含めて申し上げておるつもりでございます。大臣ひとつ答弁。
○国務大臣(藤枝泉介君) 確かにこれは固定資産税見合ひの収入でありますから、その意味においてのそういう性格ということを念頭に置いて、評価の適正化をはかつてまいりたいと思ひます。

○松澤兼人君 地方財政の問題で二、三お尋ねしたいと思ひます。いろいろ各委員から質問がありまして、明らかになつたところは明らかになつたようでありすが、明らかにならないところは、やはりそのまま、全く見当がつかないという状態でありまして、たびたびこの委員会としても、あるいは衆議院の地方行政委員会としまして、国と地方の税の再配分とか、あるいはまた、特に大都市に対して税源あるいは財源の措置を講ずるようによ望をしておるわけでありまして、決議をする場合には、いつも大臣は、決議の趣旨を尊重して十分検討しなすと言つた切りで、それが少しも實際にあらわれてこないといふことで、もう今回もこの税法を通す場合におきましては、嚴重な附帯決議をつけようかと思つておるんですけれども、これは皆さんの御同意を得なければなりません、幾らつけようか、あなた方も考へないといふことであれば、委員会軽視といふことでもあります、特に大都市に対する問題は、午前中原田君の質問に答へられました、大都市といつたところで、このごろはだんだんと周辺の都市も大きくなつてきて、大都市だけめんどろを見るわけにいかぬといふような税務局長のお話でもありました。しかし大都市と、それから周辺の都市、お互いに広域的な行政をしなければならぬといふことはありますけれども、大都市にはまた大都市としての、国の施策に応じて、ある面では非常に高い行政水準というものを維持していかなければならぬし、向上させていかなければならぬといふ、こういう特殊性があるわけでありまして、今後どのよ

うな方向に向かつて大都市の税財源の検討をするか、重ねてお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(藤枝泉介君) 基本的にはやはり大都市の財源をふやすといふ事は、大都市らしい税を考へるとすれば、経済の伸びに対応して伸びるような税金、すなわち所得税的な、あるいは法人税的なもの、これの一部を地方に移譲を受けるということだと思ひます。現在交付税の算定方法等で過密補正等もやっておりますが、それだけでは現在の激変する人口動態に追いつかないわけでございます。やはりそういう経済の伸びに応じて伸びる税といふものを都市の税として考へていかなければならぬのじゃないか。もちろん、そのことによりまして、過疎地帯においては、そういうものをもちつても何にもならないという問題がありますから、その辺はまた交付税の配分方法等を考へなければなりません。方向としてはそういう方向ではないかと考へております。

○松澤兼人君 大体、方向はそういうことだと私も考へますが、具体的にどういふところでどういふ論議が行なわれているか、あるいは方向として、そういうことが次の段階にのぼってくるかどうかといふことについては、いかがでございますか。たとえば地方制度調査会の答申では、所得税から住民税への税源の移譲というよりなことがあるし、あるいは住民税の均等割りの税率の調整といふことがあるわけでありまして、片方で、地方制度調査会では、どちらかというともうほうでありますから、そういう言い方をしておりますけれども、それじゃ税制調査会のほうではどうかといふことになる。あまり税制調査会のほうでは、国税をやるというよりな答申なり、あるいは決定なりというものをなされてないわけですか。国全体としてやはりそういうものを検討して、大都市あるいは地方団体の行政水準を高めたい場合に、ぜひとも必要である最低限度の国税なり、あるいは国税的な税制制度といふものを地方団体に移譲するといふ、そういう形をとるべき

ではないかと思ひますけれども、この点いかがですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 四十二年の二月の長期税制のあり方についての中間答申、これは税制調査会でございますが、それにも所得税と住民税とを通ずる総合負担を考慮して、適切な税の配分を検討することが必要であるというよりなことがありまして、税制調査会のほうでも所得税と住民税との配分を考へていくということについて、その必要性を認めておるわけでございます。ただ、いづかの席でお答えいたしましたと思ひますが、所得税から住民税への移譲といふものが、よほどよくふやしたくないと、ある部分においては、全体としては安くなったが、住民税が高くなったというよりなもの、あるいは場合によっては、所得税がかららないところで、住民税がかかっている人には住民税だけが高くなるというよりな場合もございまして、その配分の方法については、よほどそういう点を考慮して、うまい方法を考へないといけないと思ひますけれども、しかし、やはり地方制度調査会でも税制調査会でも、こういうことをいわれておるのでございまして、そういう方向で、しかも、いま申し上げたような弊害のないような方法を考へていかなければならないと思つております。

○松澤兼人君 自治大臣はそういう方向でもちろんいふことだと思ひますけれども、大蔵大臣といふことも、国の側、歳入を預かつておるほうとすれば、なかなかそうはいかないと思ひます。その大蔵省なり、あるいは自治省の実際上の折衝ですね、どの程度までそういう折衝が行なわれているかといふことは、どんなふうでございませうか、税務局長からでも……。

○政府委員(松島五郎君) 税制調査会の御意見もいろいろございまして、私も、大蔵省とはしばしばこの問題について話し合ひをしてきておるわけでございます。昨年の税制改正の際には、国税で三百億円ばかり、所得税を住民税に移譲するために、最初予定してございました。

自体の減税のほかに三百億円程度の減税をして、住民税に二百四十億円程度を移そうということ

で、一応事務当局間の話はまだまじりまして、税制調査会のほうからもそういう御意見、御答申をいただいたわけでありまして、ただ、現実の問題になりまして、いま大臣からお話がありましたように、税源配分と申しましても、住民税は増税になり、国税、地方税を通ずれば減税になるけれども、住民税としては増税になるという事は、やはり住民税が重いと言われておるのに、さらに重くなるのじゃないかという、こういう印象を国民に与えることは適當ではないというよりないろいろ御意見もございまして、実現を見るに至らなかつたのでございまして、しかし基本的な考え方においては、大蔵省もそういう方向に同調した経緯もございまして、今後ともそういう線で話し合ひを進めてまいりたいと思つております。

○松澤兼人君 国と地方との税財源の再配分といふことも、同時にまた、同じ地方であつても、府県と市といふ事か、大都市の税の再配分ということも考へられるのじゃないかと思ひますけれども、たとえば料理飲食等消費税、そういうものもあるとか、あるいは娯楽施設利用税といったようなものは、市にあれば市に徴収をさせて、市がそういうものを取れるようにしたほうがいいのではないかと思ひますけれども、その点についてはいかがですか。

○政府委員(松島五郎君) 料理飲食等消費税についても市町村に移譲といふ問題についてどう考へるか。さらには娯楽施設利用税はどう考へるかといふお尋ねでございまして、私も、府県と市町村との間に財源配分といふ問題が起り、かつそれが大都市を中心にして問題が起るということになれば、当然考へられる一つの項目であると思ひます。ただ、私どもの検討したところを申し上げますと、料理飲食等消費税という税は、御承知のとおり、非常に徴収しにくい税でございまして、そこでこれを大都市等にかかりに税源を、府県の税収が減るとか減らないかといふことは別にいたし

まして、かりに移した場合に、それが技術的にどうなるかという問題についても検討いたして

ございまして、これはかなり税収確保の上において問題があるのではないかと。そういうことから、市町村の中には、県で取つて市町村に一部移譲してもらいたいという要望もございまして、そういうふうになりまして、一種の県から市町村への交付税的なものになりますので、これはわざわざ県で取つたものを市町村に渡さなくても、別途交付税なり何なりの配分という問題で解決するということも有り得るわけでございます。そういう点から、これも私も検討しておりますけれども、県の財源を減らして市町村に財源をふやすことの是非の問題は別といたしまして、技術的にはかなりむずかしい問題がございまして、娯楽施設利用税につきましても、このうち大部分はゴルフ場の税で最近ございまして、ゴルフ場の税につきましても、一部市町村のほうに交付金を交付されておりますし、これは市町村に移譲して、大都市には、少しはその周辺にはございまして、大都市には、少しはそれにはゴルフ場がほとんどないという実態でございまして、これも大都市財源対策としてどれほどの効果を持つかといふことについては、なお疑問の点もございまして、しかし、私も、そういう問題が当然問題になるとして、いろいろ検討はいたしてはいる段階でございます。

○松澤兼人君 料飲税といふ事は、消費税、これは零細なところでは、県が網をかぶせて、何ぼ出してくれ、これは何ぼにしてくれといふようなことを、団体交渉みたいなことをやっているのですし、また旅館なんかでは、きちつと何%といつてとつておるのですし、そう取りにくい税ではないと思ひます。この点は、私は、特に大都市にこれが移管された場合でもむずかしいことではないと思ひます。その点どうですか。

○政府委員(松島五郎君) この料飲税につきましても、いろいろな料理店の営業上の取り締まりといふような問題も関連がございまして、やはりそ

ういふ点を総合的に把握したところが、税を納めていられるというほうが、徴収上は適当なのではないかと、こういふふうにご意見を述べておられます。

○松澤兼人君 あまり大都市のことを言っていると、同僚の方に笑われますけれども、しかし、料理飲食等消費税などでは、大都市では保健所は市でやっているわけでしょう。それから水道とか、じんあとか、し尿とかいふふうなものは、みんな市でやっているわけですから、たくさんお客さんがあれば、それだけ市であと始末しなければならぬこともあるわけですね。そういうところからいけば、保健所を持っていくようなところでは、当然県にかわってこういふものをいいたたいても差しかえなないのじゃないかと思えますけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(松島五郎君) まあ県と市町村の税源配分をどうするかという問題でございますが、いまお話しのように、保健所というものを中心にして考えれば、大都市はいずれも保健所を持っておられますので、その面だけからは、料理飲食等消費税を大都市に移譲するというようなことも考えられるというお話でございますが、問題は、やはりそういうことになりまして、たとえば温泉地でございますか、熱海のようなところは、私のところにもぜひ料理飲食等消費税をそういうことなら移譲してもらいたい、こういう要望が当然起こってまいらると思えます。そうなりますと、熱海がよければ、なぜ伊東市がいかぬのかという問題になりますので、そういうふうになりまして、なかなか大都市だけというふうに限って問題を考えることがむずかしいという面もございまして、いませつかくのお話でございますけれども、大都市に料理飲食等消費税をすぐに移譲するということをお答えすることはちょっと困難でございます。

○松澤兼人君 これは市町村税として取れば、所在するところの全部市町村で取ればいいわけですね。私も大都市のことばかりやっておると、どう

もいけませんから、これは市町村税として切りかえていただければ、それだけ府県税が少なくなるわけですね、そつちはそつちで何とかしなければならぬわけですね、しかし所在しているところのものが税をもらうというところは、私は妥当じゃないかと思えますが、この点はいろい意見がございと思えますけれども、まあ希望しておきます。

それから、私もいふ言っておることなんですけれども、消防施設税、これは考えられないかどうですか。損害保険なんかに対して消防施設税というものを、保険会社を特別徴収義務者、そういうものにして、掛け金の中から地方団体に消防施設に対する目的税的に徴収できないか、この問題はいかがですか。

○政府委員(松島五郎君) この問題も長い間の検討してきていられる問題でございます。これは消防施設税というものをどういふふうにご徴収するかという問題と関連してまいらると思えます。ただいま先生からお話のありましたように、保険会社に対して課税をしてまいらるというところは、消防施設税を考えますと、保険会社の側からいわせると、保険会社は火災の損害が少なければいいわけですから、保険料を安くしていくというのがたまたまである。にもかかわらず、保険会社がこの税を納めるということになるならば、その分だけ保険料は高くなる、あるいは安くできるところを安くできないという問題になる。とすれば、それは結局火災保険に加入している人だけが消防施設税を負担するということになるのではないかと、そういうことは不合理である。消防施設の恩恵を受けるのは、火災保険に入っている者も入っていない者もひとしく受けるのであるから、それならばむしろ家屋そのものに課税をする。いわば固定資産税の家屋部分に課税することのほうが妥当ではないか、こういう議論がございまして、一方、それは言っても、保険会社から保険加入者に転嫁されるにしても、消防施設が整備されることによって火災の危険が少なくなる。発生が少なくれば、少なくとも保険料が下げられるまでの間は、その分だけ保険会社も

うけになるのだから、それは何も転嫁するといふことを当然の前提とせずして、納めても差しかえないのではないかと、こういう議論もございまして、まあいまままで何年間か議論されてまいりました問題は、結局突き詰めるところはこの二つの議論をめぐってどちらが正しいかということでございます。いままだなかなか結論が出ないという状況でございますが、いずれにいたしまして、市町村の消防施設の維持ということは必要でございますので、私もいいたしましては、調査会の答申にもございまして、引き続き検討してまいりたいと思っております。

○松澤兼人君 消防業務というところも、非常に最近科学消防から大規模の火災に対する仕事、あるいは災害救急の仕事まで入ってきまして、これはなかなか消防業務だけを運営していくにも相当お金がかかることでもあるし、また消火せんを設置しなければならぬといひましても、建設及び維持に対して、これも自治団体にとりましては大きな負担になるわけですね。何かこれを税の中から見てやるというふうな方法を考えた方がいいかと思ふのでございます。しかし、私たちの立場じゃ、先ほど前段のお話がありましたように、家屋税に付加して消防目的税というものを取つたらいという議論には反対ですけれども、むしろもうかつていふと思われる損害保険会社のほうから特別に金を出してもらって、そして消防施設の拡充のためにやっていた方がいいと思ふのでございます。

○鈴木壽君 あまり触れられないようなところを改正部分について幾つか伺います。それでは簡単に笑われぬようにやりますから。
住民税並びに個人事業税における専従者控除につきまして、今回それぞれ引き上げられて、二万円づつ引き上げられておりますが、一体専従者控除を認めるという点に立って考えてみた場合に、青色申告なるがゆえに十万円、あれは今年十二万円になりますね。白色申告なるがゆえに八万円、改正して八万円になったんですが、この差というものを

一体当然のこととしていいのかどうかという問題、これは所得税等におきましても差がございまして、私前から、この住民税の専従者控除の制度を導入したのは、たしか参議院のこの委員会での修正でやりましたけれども、そのときから実はこういふふうな青色と白色との間に差をつけることはおかしいということでもやりましたけれども、所得税もそうなるからというふうなことで、やがてそのうちに直しましよというふうな、これは記録に載らない話ですけれどもね、そういうことでございまして、いま言つたように、然としてそれが直っていない。いま言つたように、所得税のほうの控除のしかたもそうなるから、所得税も、これはしたがって、所得税はどうあるか、これは当然一緒のものとして検討していただければならぬと思ひますけれども、差を直すべきだ、こう思ふので、特にさつきも大臣から、国税における完全給与制ということがいふ問題になっております。そういうことからいって、これはこのように青色と白色との間に差をつける控除額というものは、どう考えても不合理だと思ふので、御検討なり、あるいは将来一緒に差をつけられないかと思ふので、どういふふうなことにございまして、いかがでございますか。

○政府委員(松島五郎君) 御指摘のとおり、青色申告と白色申告につきまして、専従者控除の限度額が違つております。これはもう先生御承知のとおり、最初は、青色申告者については帳簿も備えつけておられ、給与としての支払いも明確であるからということと、また、青色申告奨励の意味もおそれらあつたのだと思ひますが、そういう趣旨から設けられたものであります。その後白色についても適用されることになりましたが、その間に差が設けられてきたというところは、やはり青色申告をできるだけ推し進めていこうという趣旨もあつたのだと考えております。地方税といひましても、国税と同じように差は設けられておりますが、たとえば、本年度の改正におきましては、従来でござ

いますと、大体控除を、青色二万円引き上げるときには白色一万円というより方々をやってまいりましたけれども、今度は青色、白色ともに二万円を引き上げるといふようなことをいたしておりますので、その意味では一歩近づいてきたのだと思うのであります。

将来の問題としてどうするかという問題でございますが、所得税のほうは、青色申告者について完全給与制をとるけれども、白色申告者については依然として所得控除といふ事か、白色控除の制度をとるといふような、定額控除の制度をとるといふような考え方のようでありま。これが所得税のほうでそうでありませぬ場合には、やはり全く同じ取り扱いをしていくということも、地方税としても困難ではないかというふうに考えております。

○鈴木壽君 これが出来たときさつについては、いまあなたがおっしゃったようなこととあります。ですから、むしろ青色申告をすることにしている奨励といふ事か、あるいは褒賞と言つちや悪いかもしれませぬが、むしろそれが非常に強いものであつた。しかし、これがだんだんやつていける間に、必要経費としてやはり当然認めべきだといふ立場に立つて、こういうものがはつきり確立されたような形になつてきているわけだ。いまになると、青色申告の奨励の意味あるいは褒賞の意味といふものは、他の必要経費その他のところにおいて十分見られていたから、こういう面で見ると、さういふものがはつきり確立されたような形になつてきているわけだ。いまになると、青色申告の奨励の意味あるいは褒賞の意味といふものは、他の必要経費その他のところにおいて十分見られていたから、こういう面で見ると、さういふものがはつきり確立されたような形になつてきているわけだ。

○鈴木壽君 これが出来たときさつについては、いまあなたがおっしゃったようなこととあります。ですから、むしろ青色申告をすることにしている奨励といふ事か、あるいは褒賞と言つちや悪いかもしれませぬが、むしろそれが非常に強いものであつた。しかし、これがだんだんやつていける間に、必要経費としてやはり当然認めべきだといふ立場に立つて、こういうものがはつきり確立されたような形になつてきているわけだ。いまになると、青色申告の奨励の意味あるいは褒賞の意味といふものは、他の必要経費その他のところにおいて十分見られていたから、こういう面で見ると、さういふものがはつきり確立されたような形になつてきているわけだ。

ら、白色申告だつて同じように扱ふべきだと思ふんです。ただお話しのように、完全給与制といふものをやつた場合に、一体それを白色申告に認めるかどうかといふことには、多少問題があると思ふのですが、しかし私は、完全給与制をやつた場合に、青色のみならず、白色の場合だつて、それぐらい信頼してやるべきだと思ふのであります。実際は何もやつていないんじゃないかといふような思想があるのです、この中には。だから私は、しかもわずか、何十万円もなく、せいぜい十数万円程度の控除、月に一万か一萬ちよつとぐらゐの控除ですが、それはもう信頼してやるべきだと思ふのだが、いそれういふことについて、やはりこれはもう少し真剣に考えてもらわなければいけないと思ふのです。大臣いかがですか、これは。

○國務大臣(藤枝泉介君) まあ申告納税制度というものが、戦後のわが国においてはまだまだなじんでいない時代に、できるだけさういふ形をとらせる、さういふ意味が確かにあつたと思ひます。しかし、だんだんちゃんとした、正しい申告をして納税するといふ思想が普及してまいりますれば、お説のとおりだと思ひます。それで、ですから、方向としてはさういふことだと思ひますが、ただこれは国税との関係もございませぬので、国税で依然として差別しておるのに、地方税だけ差別を撤廃するといふわけにはなかなかむずかしいわけございませぬ、国税との取り扱い等ともならみ合わせて考えてまいりたいと思ひます。

○鈴木壽君 大臣、これは確かにお話しのように地方税だけやれといふわけにはいかぬと思ふんです。ここで国税、地方税を通ずるこの控除制度といふものについてやらなければ、これだけびよこんと切り離してやるということには当然いかなることとあります。その点わかりませぬから、国税、地方税を通ずる場合には、国として、政府部内できつと検討してもらいたいと思ふんです。これをいかにしろにして、ただ完全給与制といふうまいことをやつたようなことを言つてもおかしいことになると私は思ふんですから、さういふものとあ

わせ考えながら、さつき私が申し上げたような意味で、さういふことが実現できるようにひとつ御検討をいたされたかといふことを申し上げておきます。それから障害者、老年者、寡婦、学生等に対する税額控除が、今度は所得控除になりましたね。これについての改正の趣旨なりをひとつもう少し説明してください。

○政府委員(松島五郎君) これは税制簡素化という観点から行なわれたものでございまして、所得税についても同様の改正を行なつていくわけだ。と申しますのは、一定の税額を軽減をいたします場合に、所得で引いて軽減する方法と、一応一定の計算をいたしまして出ました結果から税額で引いて減税をいたします方法と、二通りあるわけございませぬけれども、一つの税法の中のあるものは所得控除であり、あるものは税額控除であるといふことは、非常にまぎらわしいので、同じ減税を目的とするものであるならば、所得控除なら所得控除一本にまとめたほうが、税制を明確にするゆゑんではないか、かようなことから、税制調査会の答申もございまして、住民税、所得税を通じて税額控除を所得控除に改めたものでございませぬ。

○鈴木壽君 この改める際に、税額控除をきめる際に、当時の一人について千円となつたのは、やはり所得の面で大体五万円といふことの想定でやつたわけですね。今回割りかえしたかっこうで、その五万円を生かして来た、さういふことで、考え方としては、まずそれはそれとして、当時のこの制度を設けたときの千円、すなわちそれに対応する所得の額として五万円、これの引き上げについては考えなかつたんでせうか。

○政府委員(松島五郎君) 税制簡素化といふ趣旨から行なつたものでございまして、特にこのことによつて大幅な減税を行なうとか、行なわないとかいふことを中心にいたしたわけございませぬで、一応現段階においては、先生いま御指摘のございませぬように、現在の税額を税率において割

り返したところでもつて所得控除にしたわけございませぬ。○鈴木壽君 こういう控除額、税額であれ、所得控除であれ、これ設定されたはずと前です。これ前の時点でこの程度といふことなんであつて、その後同じように、たとえばその他の専従者控除であれ、あるいはいろいろな諸控除が底上げされてきていますね。この人たちはいつまでたつても所得控除が五万円なら五万円、いいの、十年前に——十年じゃない、できたのはもつとあとでございませぬけれども、五年たつても七年たつてもこれでいいのだといふことでは、ちよつと私気の毒だと思ふから、さういふふうにするやり方について、税額控除が所得控除になつた、それはそれとして、しかし、さういふ機会にもつと引き上げて、二万円でも三万円でも引き上げてやるのが親切なやり方ではなかつたかと思ふのですが、その配慮はなされなかつたのですか。

○政府委員(松島五郎君) さういふ意味の配慮は特別にいたしておりませぬ。○鈴木壽君 これは何も大げさに減税とか何とかいふ性質のものじゃないのですよ、ほんとうをいへば、かりにこの障害者とか老人を二万円くらい引き上げたにしても、これはたいしたことじゃないです、全体としていわれる減税になる分は、です。すなわち、やはり減税とか何とかいふ大げさなことでなくとも、しかしさういふ人に対する、あるいはさういふ人のおつておる家庭に対する配慮としては、私当然控除を引き上げてやるべきじゃないか、さういふこと、さういふふうにおつたものでせうか。今後考慮する余地ございませぬか。

○政府委員(松島五郎君) たとえば障害者等につきましての非課税の範囲につきましては、毎年若干ずつ引き上げてきております。さういふことから申しまして、この点についても、ただいまお話しのございませぬ点は、十分考慮の念頭に置きまして、検討してまいりたいと思ひます。

○鈴木壽君 さういふ意味の配慮は特別にいたしておりませぬ。○鈴木壽君 これは何も大げさに減税とか何とかいふ性質のものじゃないのですよ、ほんとうをいへば、かりにこの障害者とか老人を二万円くらい引き上げたにしても、これはたいしたことじゃないです、全体としていわれる減税になる分は、です。すなわち、やはり減税とか何とかいふ大げさなことでなくとも、しかしさういふ人に対する、あるいはさういふ人のおつておる家庭に対する配慮としては、私当然控除を引き上げてやるべきじゃないか、さういふこと、さういふふうにおつたものでせうか。今後考慮する余地ございませぬか。

○政府委員(松島五郎君) たとえば障害者等につきましての非課税の範囲につきましては、毎年若干ずつ引き上げてきております。さういふことから申しまして、この点についても、ただいまお話しのございませぬ点は、十分考慮の念頭に置きまして、検討してまいりたいと思ひます。

○鈴木壽君 それではずっと飛びまして、たばこ消費税の税率が県分、市町村分、それぞれ引き上げられておりますが、繰り返させるようで恐縮でございますけれども、昨年の地方財政の臨時措置等との関連で、これについても少し説明をいたしたいと思います。

○政府委員(松島五郎君) 昨年の住民税の減税に伴います減収補てんとして第一種臨時特例交付金が交付されたわけでございますが、それが県分といたしまして七十億円、市町村分として七十億円交付されたのでございます。今年度はその二百四十億円を、昨年度のたばこ専売売り上げ金でたばこ消費税としたら幾らかという率を出しますと、四・四％に相当することに相なります。その四・四％に相当するものを百七十億円と七十億円で案分をいたしますと、百分の一・三と三・一というふうになります。それをそれぞれたばこ消費税の税率に上積みをしたものでございます。

○鈴木壽君 昨年の臨時的特措置と、それから、それがたばこ消費税に移行するというようなことについては一応話がついておたんですが、な今年度の地方財政対策の中で、たばこ消費税の引き上げというところについては、別段議論なり、あるいは自治省としての主張なり、そういうことございませんでしたか。

もって割り返したものを率として四・四％という高い率で話がついております。

○鈴木壽君 電気ガス税についてはありますが、これは大臣、電気ガス税については、やはり毎年の税法改正の際に、当委員会あるいは衆議院の段階でもこれは問題になるところでございませぬ。前の方からもいろいろお話がありました。私とつづいて電気ガス税の非課税品目問題で聞きたいと思つて、この非課税品目が非常に、何といふ意味から、だんだん拡大されてきて、そういう意味から、この電気ガス税が悪税だといふことをいわれておるわけです。総理の言うことと多少違ふかも知れませぬ。今回の改正では、免税点の引き上げをやつて、あるいは紙の製造の用に供する電気ガス税の税率を当分の五に据え置くといふこと、非課税期間が満了するもの、私どもはこういふものは、法律には三年間は電気ガス税を課税しないと、こうあるのですから、終わつたら今度は、いわゆる非課税扱いじゃなしに課税されるものだらうと思つたら、今度まるまる初めから非課税というものに入れられてしまつて、三年間云々というふうなことはとれてしまつて、本格的な非課税品目になつてしまつて、こういふことですね。こういう問題については、私どももさつき言つたように、この委員会なりで毎年のように論議されておたり、それぞれの見解が述べられておたりするだけなしに、税調においても、三年あたり前には、この整理といふことをはつきり打ち出してやりなさい。どうしてでもできないものは、三年なり五年なりというものの期限をつけてやつて、それが終わつたらもうびしと課税するようにしなさいといふことが、強い口調で述べられておるのです。ですから私はさつきも言つたように、今回期限が切れるというものは、そのままに期限が切れてあと課税される対象になつてもいいのじゃないかと思つておたり、それでなくなるというところは、どうも考えてみるのとわからない。どういふ事情でしょう、これは。

○政府委員(松島五郎君) そのほかに特別の引き上げといふことは論議されておりませぬ。ただ、このたばこ消費税の問題につきましては、二百四十億円をそのまま本年度にスライドをさせてお申しますか、そのまま移して、ことしの売り上げでもつて税率を出すか、あるいは去年の売り上げでもつて税率を出すかといふことが非常に議論になりました。御承知のとおり、売り上げが少しづつふえております。去年の売り上げで二百四十億円を割りますと率は高くなるわけでありませぬ。ことしのほうでやりますと分母が大きくなりますので率が低くなる、こういふことがございまして、その点が論点になつておりましたけれども、これは先ほど申し上げましたように、去年の売り上げで

もなく、基幹産業で、しかも単価の中に占められる電気料金が五％以上という基準をつくつて非課税品目にしておるわけでございます。したがつて、私の理解するところでは、この三年等の期限をつけたものも、そのときにさらに洗い直してみて、その基準に合わないものは落とすし、基準に入つたものは入れるといふことであらうかと思つて、税の特別措置そのもの全般についての検討を要することは申すまでもないわけでございます。税制調査会で電気ガス税についていわれておるところは、そういう非課税にする基準をはつきりしろといふことではなかつたかと存じておるわけでございます。そういう意味で今回の改正をやつた次第でございます。もつとも、今後、電気料金の推移とか、あるいは経営の内容とか、そういうものにつきまして事情の変更がありました場合には、再検討することによぶさかではございませぬ。

○鈴木壽君 大臣、いつも政府はそういう答弁でずつとやつてきておるわけですね。しかし、私、いま税調の答申そのものをここに持つてきておるから、ちよつと——私の理解では、あなたのおつしやるように、検討して、また適当なものには非課税にしないといふことではなかつたと思つておる。それがそれとして、かりに税調で、どうあつても、どうあつてもいふ言ひ過ぎであると思つて、税調税調とはかりも言つておられないと思つておる。いすれにしてもこれらものは、非課税措置をやつておるものについて、基本的な問題があると思つておる。したがつて、そういう問題に照らしながら、やつぱりあくまでも、ふやすよりも整理をしていくといふことのほうが、考え方としては私は正しいと思つておる。そして、いままでの政府の、あなたの方の答弁では、そういう方向に行くべきだといふことも認めておられる。もし基本的に基幹産業であつて、電気、ガスの料金の占めるそれが五％以上といふようなこと、これによって厳密にやつていくといふならば、一体ここに非課税の範囲とし

てあげられている企業の中で、どれがほんとうの意味の基幹産業であるのか、重要産業であるのかといふと、問題はたくさんあります。これは、やつちやつちとあつて、しかたなしにみなこの中に押し込めていくだけであつて、一からずつと書いてあるのを見て、これが日本における基幹産業であるのかどうかといふことになりませぬ。問題になるのがたくさんあるんですよ。それから、コストに占める五％以上ということになると、あるいはこれらのものも五％以上の電気、ガスを使つておるかも知れませぬ。しかし、一体、国がほんとうにねらつたそういう製品の価格、国民経済に及ぼす影響あるいは国民生活に及ぼす影響、こういうものを見ておつた場合に、それでいいのかわるかといふ問題があると思つて、非課税の効果も十分発揮されておるのかどうかといふこと、製品等の価格に対しては、そういう問題も実はあるのです。しかし、いろいろこれはほんとうの問題ではありますけれども、いすれにしても、こういふものをとらえておるというよりも、何べんも申し上げますように、できるだけ整理をしていくことが必要だと思つて、それは私だけではない、各方面からも主張されておるのです。そういうときに、ポリプロピレン云々、少し口が回りませぬけれども、こういふものが三年であつていいのだと思つておたり、本格的な非課税品目に追加される。これらの四つのポリプロピレンあるいはその系のものが、日本産業の基幹的なもの、重要産業としてこれは適格でしょうかね。アセチレンとかなんとかいふものも全部、確かに電力とかガス、そういうものは食ひませぬ。しかし、それが日本の基幹産業として扱わなければならないものであるのかどうか。

これは通産省あたり、できるだけ企業に非課税を適用したいという従来の燃烈な要望をやつておるのですが、しよつちやうあなた方それに負けつちまつておるのじゃないですか。私はこれを、日本のいろいろな税制——国税、地方税を通じて最も悪いものがここに一つ出ていると思つた。

考え方の間違っているものが、これは他の租税特別措置の中にもありますが、同じような、それよりもたちの悪い、それが地方税のほうにもぐり込んできていると私は思っているのですが、ひとつ大臣、通産に負けないで、いわゆる税の公正あるいは税の負担の公平という点から見て、そういう面からひとつはつきりした非課税品目の整理ということに踏み切っていただきたいと思うのですが、いかがでございますか。

○国務大臣(藤枝泉介君) いま例にあげられたP Pなどは、これは化学繊維の日本の産業界における重要性ということを、どう評価するかという問題はあろうかと思えます。私どもはやはり、日本の化学繊維というものは相当高く評価されているのじゃないかというふうに考えております。そういう意味で、今回洗い直して、基幹産業であり、また五割以上の電力量を使っておるということでも非課税品目にしたんですが、いたずらに私どもも産業界の要望に負けていろいろ非課税品目をふやしていくというふうな気持ちはないわけでございます。先ほど申しましたように、第一、日本産業界の中における、いま非課税になっているものの重要性、重要度というふうなものも、常に検討していかねばならないと思えます。

それからまた、はたして五割がいいのか、あるいはさらにもっと上、六割、七割でもいいのじゃないかというふうな議論も考えられるわけでございます。それらの日本産業界の推移、あるいは電力を非常にたくさん使う産業においての電力量の位置づけ、そういうものを常に検討いたしまして、むしろ税の公平の方向でやっつけていかなければならないものと考えております。

○鈴木壽君 これらのポリプロピレンとか、あるいは前から非課税品目になっておるポリエステル系のものとか、化学繊維だとか、こういうもの、あるいは石油・ガス化学によってできてくる最近の新しい製品をつくる、こういうもの、これはいわゆる重要産業、基幹産業というよりは、新しい分野の産業だと、こういうことに対する配慮

であつたはずなんだ、初めは。したがって、三年とか五年とか適当な期間だけやって、見守るといいますか、あるいは助成といいますが、そういうふうな意味でこれはつけられたはずなんです。たしかこういうものが追加になったのは、そういうこともあります。当時は私どもにそういう説明をしておつた。しかし、それが今度、いつの間にか、それもそのいゆる基幹産業、重要産業、その仲間入りをしてしまおうということですね。一たんこれは減税なんかやっていると、今度税金を課するんだぞというものは、なかなかむずかしいということもわかりますけれども、さればとて、こんなかっこうでまた新たな四つの項目が入ると、改正案では一つの項目になつていきますけれども、実際はここに四つ、三年間という期限を切つたものの四つですね。どうも私はこういうことはおかしいと思ふんですが、前にあるのだから、たとえばアルコール産業界がアルコール製造、ヤシ油を原料として製造するアルコール製造業、これが日本における重要基幹産業だというふうな評価のしかたというのは、これは何と考へたつて私は納得できませんね。ことに今回入るアセチレンだつてどうですか。確かにアセチレンは最近、溶接とか何とかたくさん使いますよ。それがまた一つの原料となつていろいろなものになつてくる。しかし、日本における重要基幹産業、鉄鋼とか石炭とかというものと同列にどうやって税の面で大きな恩恵を与えなければならぬというのには私は、まあしかし、私、ほんとうに正直に言つて何か変な気持ちでなしに、この税そのものについて、やはり大臣、勇断をふるつてやらなければ、国民の信頼を失いますよ、政府は。これはひとりこれだけの問題ではありませんけれども、特に地方税においてはこれは目立つ点ですからね。これだけをいま問題にして申し上げますけれども、やはり勇断をふるつて整理すべきだ、こういうふうな思ふのですが、決意のほどございませぬか。これできょうは終わります。

○国務大臣(藤枝泉介君) 基幹産業ということば

でございますが、たとえば化学繊維の原料になるものというふうなものも含まれていると思ひます。ただ、先ほどもお答え申し上げましたように、これらにあがっている企業というものが、産業界というものが、日本の変化する産業の中でどういう位置にあるかというふうなことを、要するに従来重要な産業であり、あるいは輸出産業であつて、税の面からも奨励をしなければならぬという産業であつても、産業構造の変化によりまして、場合によつたら、それはもうそれを国家が優遇をしなくてもいいんだというふうな産業になるものもあるかと思ひます。また、先ほど申しましたように、はたしてその電力料金が五割をこえるものが非常につかいかどうかというふうな問題もございませぬから、それらをあわせて常に検討をいたしてまいりたいと思ひます。

○委員長(仲原善一君) 速記をとりとめて。

○委員長(仲原善一君) 速記起こして。別々に発言もほかに御質疑はありませんか。――別に発言もなければ、両案に対する質疑は終了したものと認めます。

○委員長(仲原善一君) 次に、委員の異動についてお知らせいたします。本日、木暮武太夫君、小柳牧衛君及び岸田幸雄君が辞任され、その補欠として金丸富夫君、岡本悟君及び熊谷太三郎君がそれぞれ選任されました。

○委員長(仲原善一君) それでは、まず、地方税法等の一部を改正する法律案に対する討論を行ないます。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお、修正意見のおありの方は、討論中にお述べを願ひます。○原田立君 私は、公明党を代表して、地方税法等の一部を改正する法律案に対し、反対の意を表明するものであります。

ころの制度であり、地方住民の福祉と向上に処するための大事な制度であります。自來二十年の歩みを進めてきたのであります。およそ自主財源の不足により、その財政は疲弊し、あらゆる面で赤字をかかえているのが現状であります。今日ほど地方自治確立のため、自主財源強化を叫ばれるときはないのであります。しかるに、政府の熱意は薄く、見るべきものはありません。国税の一部を地方に移譲せよという議論も古くからありますが、この実現も遅々として進みません。大都市においても、中小都市においても、その対策を望む声は大きい。だが、政府は真剣な態度をもって取り組もうとしないことは、まことに遺憾のきわみであります。

現在の地方税制には改革すべき皆さんの問題点があるにもかかわらず、政府は必要な改革も行なわない。低所得者に対する重税を改めない。住民税の均等割りに至つては、生活困窮者に対して、負担分任という美名に隠れて課税するという態度であります。市町村道路の財源についても厚い施策が必要なのに、わずかな処置のみであります。私は、これらの点を指摘したのであります。それに對し、政府は責任を持つてこれを是正するといはつきりした計画も目標も示さぬことは、はなはだ不満をいたすものであります。これが本法案に對し反対する理由であります。

○鈴木壽君 私は、社会党を代表して、本案に對する反対の意見を申し上げます。今回の地方税法の改正は、現在の地方財政のこゝろ行政の中において最も大事な税制、これを基本的に一体どういう方向に持つていくかということが中心にならなければならぬのに、単なる一部の手直し程度に終わつておること、これが私どもどうしても納得のいかない点でございます。一方、私どもは、現在の住民税の重いことにつきまして、かねてからの課税最低限の引き上げ等によつて、住民税の軽減をはかるべきであるということを中心としておつたわけでございませぬが、今回は住民税の課税最低限の引き上げには何ら

手を加えることなしに、単に専従者控除その他を多少引き上げている、こういう程度にとどまっております。住民の負担を軽減するという、そういう大きな点については全く触れられておられないのであります。私どもは、所得税の減税が年々行なわれる。それにつれて、やはり住民税の負担の軽減というものもせひとも行なわなければならぬというふうに考えて、そのためには課税最低限の大幅な引き上げを主張したものでございませうけれども、いま申しましたように、こういう点については、今回の改正には全然触れておられないことを、まことに遺憾とするものであります。

さらに、事業税の問題につきましても、これは従来から、事業税は所得税あるいは所得に對する課税、こういうものと重複する点もあるというふうな点から、この軽減につきましても大きく取り上げられておいた問題であります。今回多少事業主の控除が引き上げられ、あるいはまた、専従者控除が若干引き上げられておりますけれども、しかし事業税の軽減というからにはもっと大幅な、少なくとも、今回行なわれませんでした引き上げの額二十七万円というものは、低きに失するものと思うのであります。この点から言っても、私どもは賛成のできない点でございませう。

さらに、先ほどお尋ねをいたしました電気ガス税の非課税品目の問題、あるいは租税特別措置の地方税へのはね返りの問題、こういう問題を、私冒頭申し上げましたように、今回の地方税改正の際に、税の根本的な立て直しという意味で検討されなければならぬかと思つてありますけれども、そういうことには一向手を加えられていないばかりか、電気ガス税の非課税品目はかえつてその数を増すという状態になつてきたことは、まことに私どもは遺憾に考へる次第でございませう。

現在の地方税におきましては、繰り返して申し上げますように、住民の負担を軽減しながら、なおかつ地方税源の充実というのを考えなければならぬ、こういう大きな問題があるのでございまして、そういう意味で、今回の改正のこの機会

を、そういう意味での税制の根本的な立て直し、それに私どもは期待をいたしておつたにもかかわらず、全然そういうことが考慮されないというところは、まことに私どもは残念であり、賛成のいたしかねるところでございませう。そういう意味におきまして、この法案に對しては反対であるということをお申し上げませう。

○委員長(仲原善一君) ほかに御発言もないようでありまして、討論は終局したものと認め、これより採決を行ないませう。

地方税法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲原善一君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、林田悠紀夫君から、各派共同提出による附帯決議案が提出されました。

林田悠紀夫君に御説明を願ひます。

○林田悠紀夫君 私、ただいま可決すべきものと決定いたしました地方税法等の一部を改正する法律案に對しまして、各派共同提案にかかる附帯決議を付したいと思ひます。

今回の地方税法等の一部改正案は、地方財政の現況を考慮し、改正内容といたしまして、住民負担の合理化等について、必要最小限度のものにとどめたものでありまして、審議の過程を通じ指摘されましたように、近い将来せひとも改正を考慮してもらいたい点も少なくないのであります。附帯決議案は、これらの問題点のうち、さしあたり必要と思われ、二、三の点について、政府の考慮を求めようとするものであります。

案文を朗讀いたします。

政府は、住民負担を軽減し、地方財政の健全な発展の確保をはかるため、特に左の諸点について必要な措置を講ずべきである。

一、住民税の課税最低限については、住民負担の軽減を図るため、各種控除の大幅な引き上げを計画的に行なうよう努めること。

一、地方公共団体の税財源の充実をはかるため、国、地方公共団体の税源再配分措置をよく推進し、非課税規定の整理等についても検討すること。

一、都市等に指定都市の財政需要の増高と税制等の現況を考慮し、税源の充実その他必要な財政措置をすること。

何とぞ御賛同いただきたいと思ひます。

○委員長(仲原善一君) ただいまの林田悠紀夫君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひませう。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲原善一君) 全会一致でございませう。よつて、本附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に對し、藤枝自治大臣より発言を求められております。これを許します。

○国務大臣(藤枝泉介君) ただいま御決議になりました附帯決議、いずれも重要な事項でありますので、御趣旨を尊重いたしまして、善処いたしたいと存じます。

○委員長(仲原善一君) 審査報告書の作成につきましましては、先例によりまして、委員長に御一任を願ひたいと存じます。

○委員長(仲原善一君) 次に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に對する討論を行ないませう。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひませう。別に御発言もないようでございませうので、討論は終局したものと認め、これより採決を行ないませう。

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

○委員長(仲原善一君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

審査報告書の作成につきましては、先例により、委員長に御一任を願ひます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時四十分散会

第七号中正誤

一	四六	誤	関係	正
二	二から	誤	関係	正
三	二	誤	関係	正
四	二	誤	関係	正
五	二	誤	関係	正
六	二	誤	関係	正
七	二	誤	関係	正
八	二	誤	関係	正
九	二	誤	関係	正
一〇	二	誤	関係	正
一一	二	誤	関係	正
一二	二	誤	関係	正
一三	二	誤	関係	正
一四	二	誤	関係	正
一五	二	誤	関係	正
一六	二	誤	関係	正
一七	二	誤	関係	正
一八	二	誤	関係	正
一九	二	誤	関係	正
二〇	二	誤	関係	正
二一	二	誤	関係	正
二二	二	誤	関係	正
二三	二	誤	関係	正
二四	二	誤	関係	正
二五	二	誤	関係	正
二六	二	誤	関係	正
二七	二	誤	関係	正

昭和四十二年六月七日印刷

昭和四十二年六月八日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局